

あんジョイプラン11

第9次安城市高齢者福祉計画・第10期安城市介護保険事業計画

令和9～11年度

(計画素案)

目次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の内容と期間
- 3 計画の策定体制
- 4 日常生活圏域

第2章 高齢者を取り巻く状況

- 1 高齢者を取り巻く状況
- 2 アンケート調査結果から見た現状
- 3 介護保険事業の状況

第3章 基本理念・基本目標

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 計画の体系
- 4 重点施策

第4章 施策・個別事業

- 基本目標1 健康・生きがい・つながりづくりによるフレイル予防の推進
- 基本目標2 地域でふれあい、安心して生活できるまちづくりの推進
- 基本目標3 介護保険サービスの質の向上と制度の円滑な運用

第5章 安城市認知症施策推進計画

- 1 計画の目的
- 2 計画の位置づけと期間
- 3 施策のねらい

第6章 介護保険事業の運営

- 1 基本的な考え方
- 2 介護保険サービスの概要
- 3 地域支援事業の概要
- 4 地域包括支援センターの運営
- 5 介護サービス量・保険料の見込み

第7章 施設整備計画

- 1 介護保険関連施設
- 2 高齢者福祉施設

第8章 計画の推進

- 1 計画の推進体制

第1章 計画策定にあたって



1 計画策定の背景と趣旨

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になり、介護や生活支援を必要とする人が大幅に増加することが見込まれた令和7年（2025年）を過ぎ、今後は、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者になるとともに、85歳以上人口等が急増する2040年を見据えた取組が求められています。本市では、既に「あんジョイプラン10」においても介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加し、現役世代の減少が顕著になる点に着目し、「地域共生社会」の実現の視点を中心に、地域の実情に合ったきめ細かな施策を進めてきました。

85歳以上人口の増加は、介護ニーズの増大を意味するとともに、独居高齢者や社会的孤立の増加などの多様な課題が懸念されます。高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしく自立した日常生活を営むことができるよう、様々な取組を進めていく必要があります。

「地域共生社会」の実現には、地域福祉計画で進めている自助・共助・公助の考え方に基づく取組が必要です。本計画では、「制度化された相互扶助」を意味する「共助」としての介護保険制度の円滑な運用、「自助」としての個人の様々な取組等は、地域福祉計画の考え方とも連動して推進していきます。これらに加え、本計画では、国が示す新たな方向性を踏まえ、住民による主体的な支え合いである「互助」の取組を新たに推進し、支え合いの輪を広げていきます。

そのため、本計画の策定にあたっては、国、県の計画をはじめ、安城市総合計画、安城市地域福祉計画などの本市における関係諸計画と整合性を図り作成しました。

今回の「あんジョイプラン11（第9次安城市高齢者福祉計画・第10期安城市介護保険事業計画）」は、安城市版地域包括ケアシステムの更なる充実と持続可能な制度の構築を進めるとともに、複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている世帯に対応できる相談体制の強化、高齢者の抱える孤独・孤立等への様々な支援、介護予防の推進を目指して策定しました。



2 計画の内容と期間

(1) 計画の内容

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画として策定する高齢者福祉計画と介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「認知症基本法」という）第13条に基づく市町村認知症施策推進計画とを合わせて「あんジョイプラン」としています。

高齢者福祉計画は、すべての高齢者を視野に入れ、介護保険の給付対象とならない高齢者の福祉サービスはもとより、地域における高齢者の福祉全般にわたる施策も含んでいます。

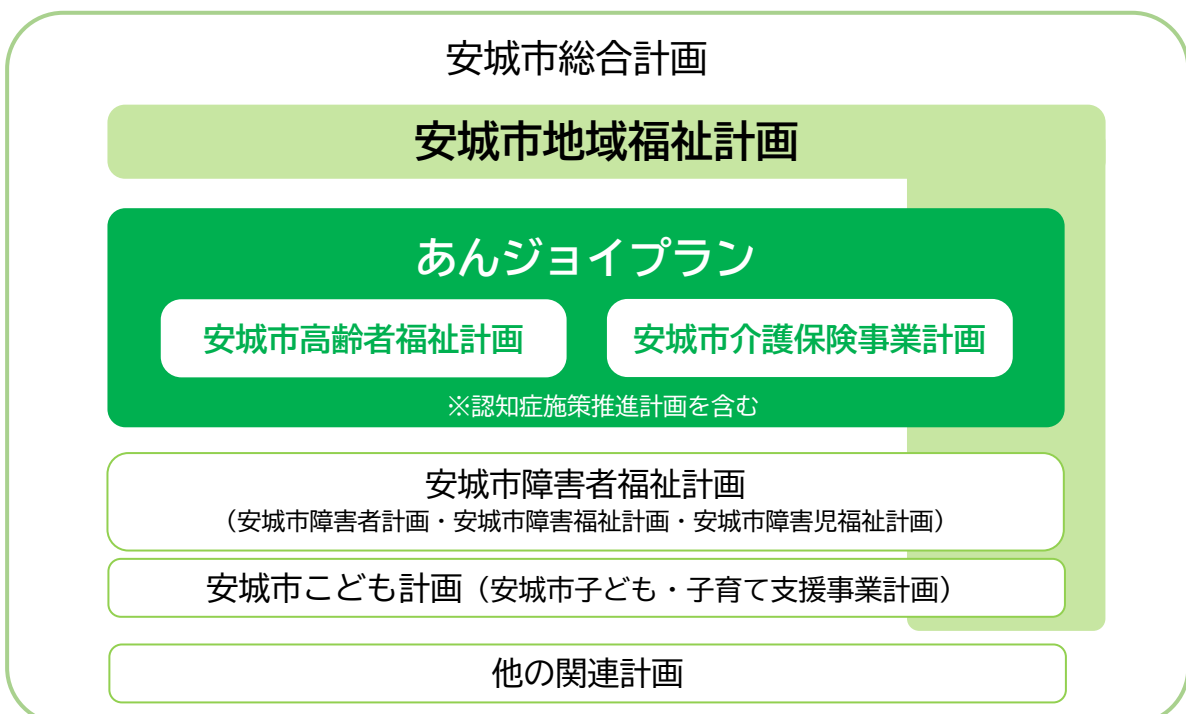
一方、介護保険事業計画は、介護保険サービスの種類ごとの見込量等について定め、保険料を算定するなど、介護保険事業運営の基本となる計画です。

また、認知症施策推進計画は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する計画です。

(2) 他の計画との関連

本市行政の基本指針としての安城市総合計画のもと、施策に関する部門別計画を策定し、各種事業を推進しています。また、地域における高齢者・障害のある人・こどもの福祉をはじめ、あらゆる福祉に関して共通して取り組むべき事項等を定めた計画として、地域福祉計画が位置づけられています。

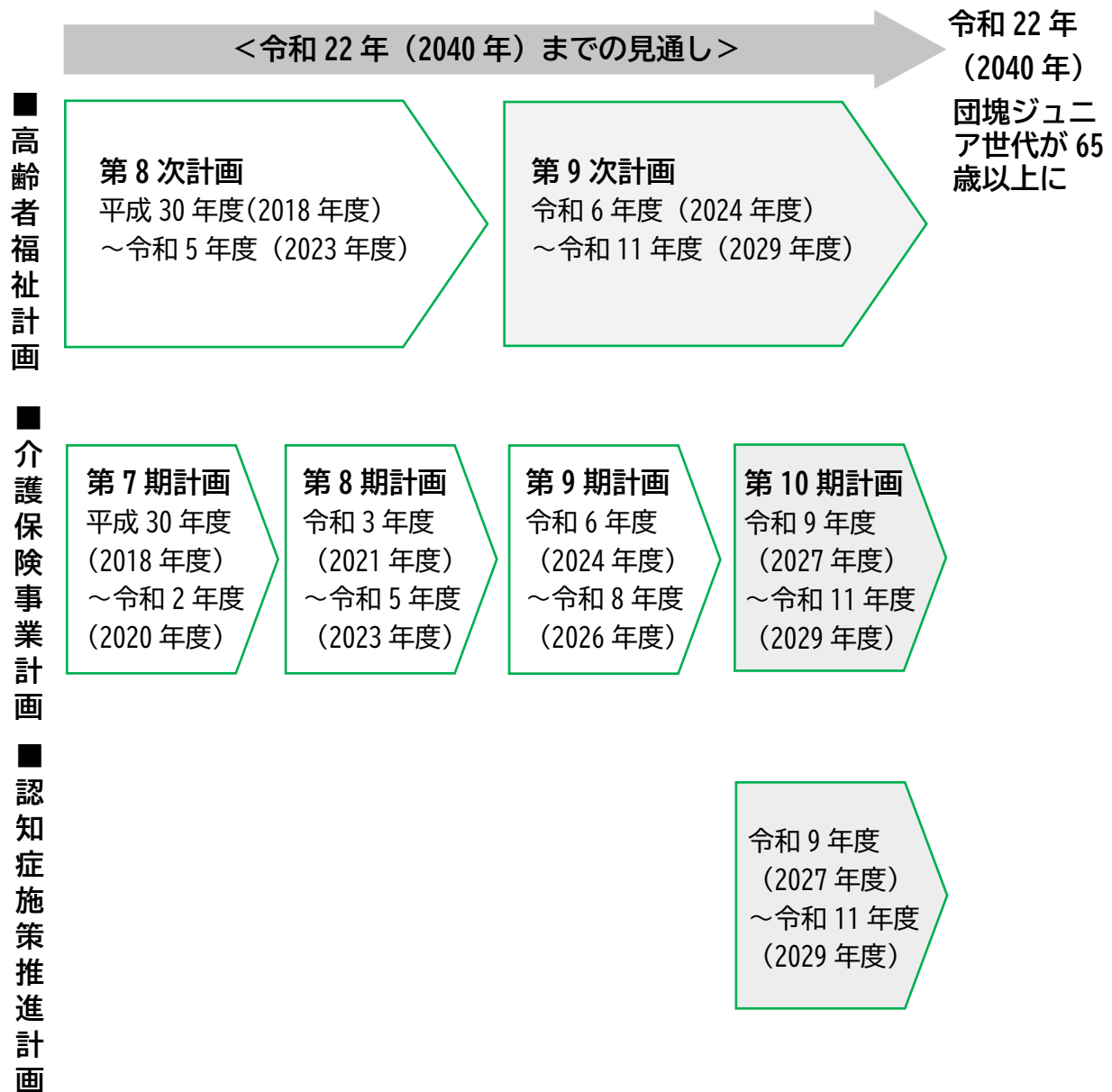
このため、本計画は、こうした他の計画と整合性を図りながら策定しました。



(3) 計画の期間

高齢者福祉計画は、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間の計画として策定しました。介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項に定められているとおり、3年を1期として策定しており、令和9年度（2027年度）から令和11年度（2029年度）までを計画期間としています。また、認知症施策推進計画は、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画と一体的に策定することから、計画期間を3年とします。

この計画は、85歳以上人口が急増し、認知症高齢者、独居高齢者の増加が危惧される2040年を本格的に見据えた計画として策定しています。

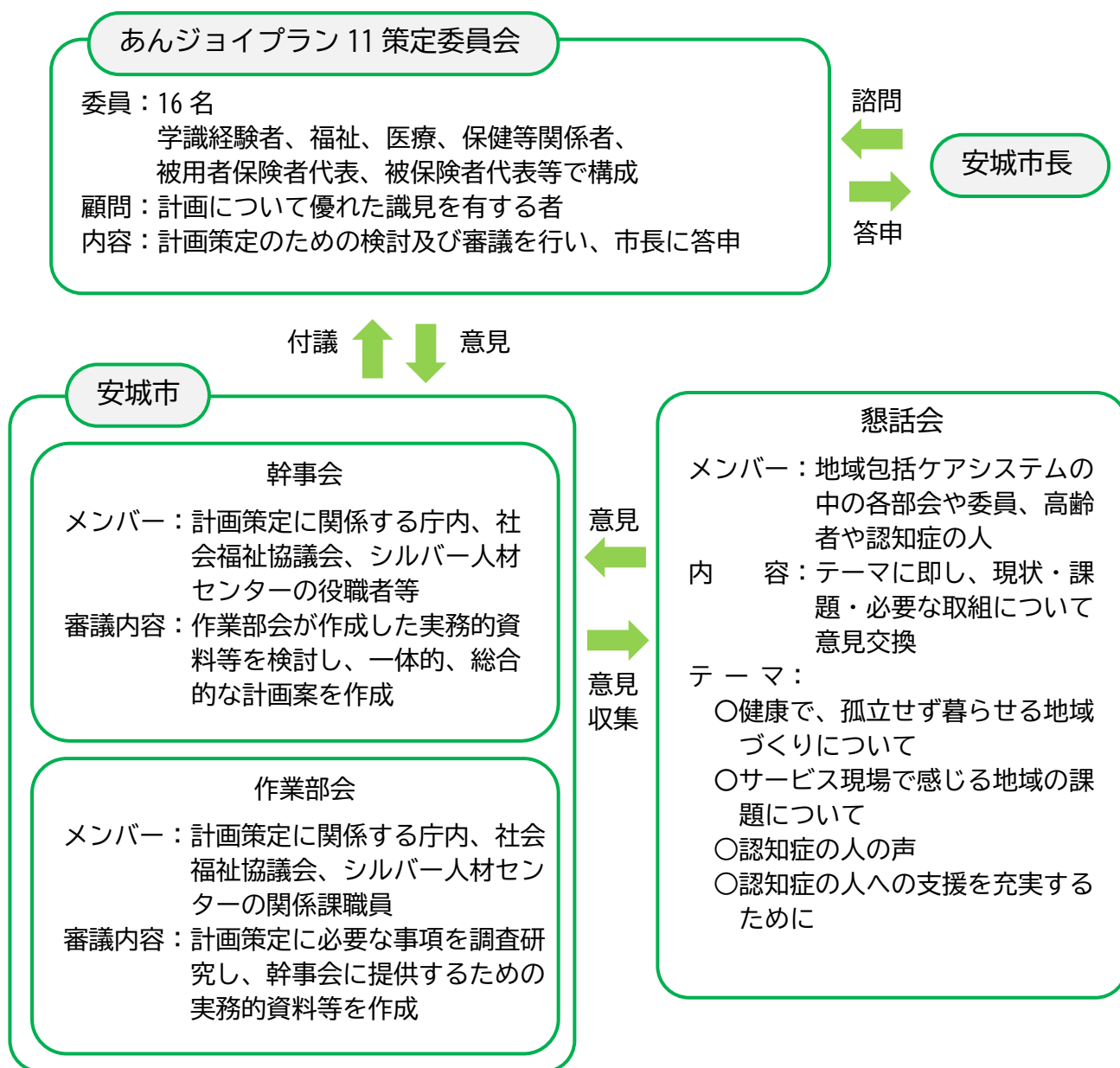


3 計画の策定体制

(1) 策定体制

本計画の策定にあたっては、介護保険事業の進捗管理等を行っている介護保険・地域包括支援センター運営協議会を母体とする「あんジョイプラン11策定委員会」を設置し、策定しました。

この策定委員会を中心とした計画の策定体制は、以下のとおりです。



備考：各組織の事務局は高齢福祉課です。

(2) 高齢者介護に関するアンケート調査

市民の生活や高齢者介護及び事業者の実態、並びに福祉に対するニーズを把握し、「あんジョイプラン11（第9次安城市高齢者福祉計画・第10期安城市介護保険事業計画）」策定のための基礎資料とするため、以下の調査を実施しました。

区分	対象者	調査方法	配布数	有効回収数 (有効回収率)
一般高齢者調査	要介護認定を受けていない 65 歳以上の市民（要支援認定者を含む）	郵送調査 (Web を併用)	2,700 人	1,709 (63.3%)
在宅介護者調査	市内の要介護認定者（要支援認定者、施設入所者を除く）		1,800 人	898 (49.9%)
若年者調査	要支援・要介護認定を受けていない 40 歳から 64 歳までの市民		2,000 人	873 (43.7%)
在宅生活改善 調査	市内の居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所及び所属介護支援専門員		41 事業所	28 (68.3%)
			148 人	86 (58.1%)
居所変更実態 調査	市内の施設・居住系サービス事業所		44 事業所	21 (47.7%)
介護人材実態 調査	市内の施設・居住系サービス、通所系・短期系サービス、訪問系を含むサービス各事業所及び所属訪問系職員		145 事業所	79 (54.5%)
			567 人	220 (38.8%)

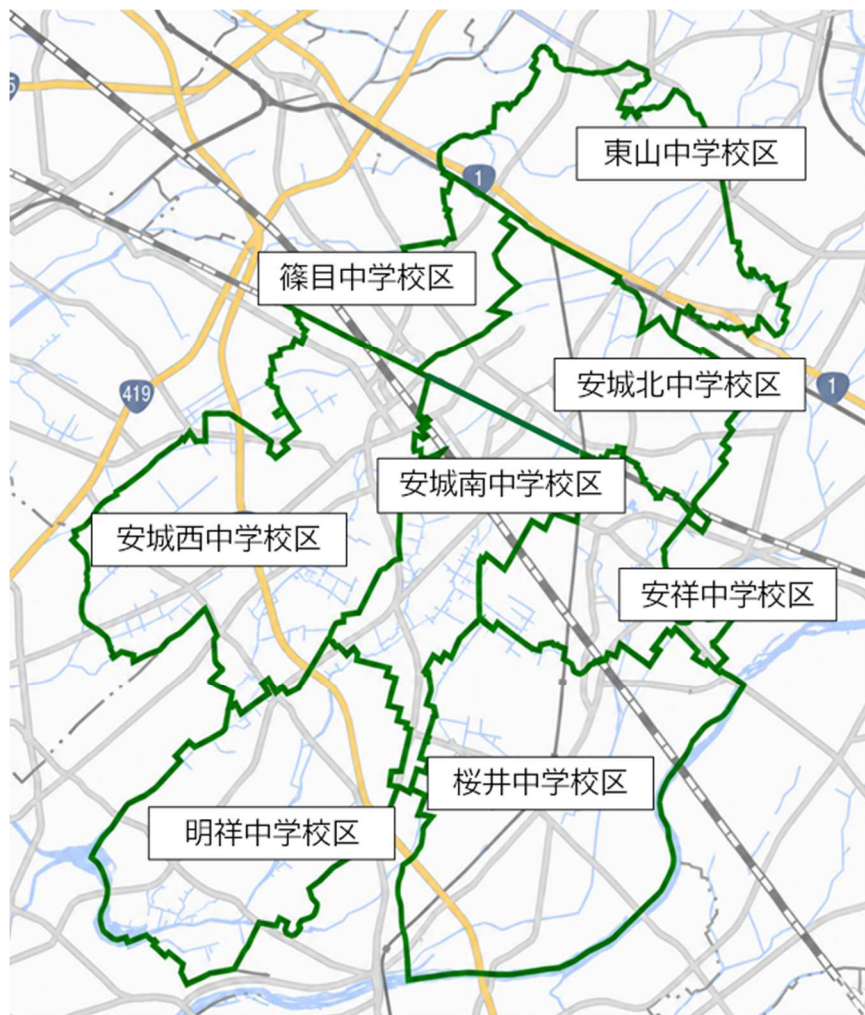
(3) 懇話会

テーマ	開催日時	参加者	趣旨
健康で、孤立せず暮らせる地域づくりを考える	令和8年2月24日（火） 10:00～11:00	老人クラブ連合会	だれも孤立することなく、健康で安心して暮らせる地域づくりを考える。
サービス現場で感じる地域の課題について	令和8年3月4日（水） 13:30～14:30	グループホーム事業所代表	サービス現場で感じている地域の課題や直面している課題等を把握し、課題の解決を考える。
	令和8年3月24日（火） 10:30～11:30	特別養護老人ホーム及び老人保健施設事業所代表	
認知症の人の声	令和8年3月6日（金） 12:00～12:40	認知症カフェ参加者	認知症の人（本人）の生の声を聴き、必要な支援を考える。
認知症の人への支援を充実するために	令和8年3月12日（木） 10:00～11:00	認知症地域支援部会	認知症の人を支援している立場から、支援の現状、認知症の方との関わりについて、今後の支援体制等における本市の課題等を考える。



4 日常生活圏域

本市の日常生活圏域は、各中学校区の8圏域を設定しております。



【日常生活圏域別の高齢者人口・要介護及び要支援認定者数・認定率】

圏域名	高齢者人口 (人)	要介護及び要支援認定者	
		人数(人)	認定率(%)
東山中学校区	4,844	765	11.4%
安城北中学校区	7,288	1,070	14.7%
篠目中学校区	4,134	611	18.9%
安城南中学校区	6,771	996	17.6%
安祥中学校区	4,575	747	13.8%
安城西中学校区	5,648	814	16.8%
明祥中学校区	3,241	467	10.2%
桜井中学校区	5,412	798	19.3%
計	41,913	6,268	15.0%

備考：要介護認定者数は住所地特例者を除き表示しています。(令和8年4月1日時点)

第2章 高齢者を取り巻く状況



1 高齢者を取り巻く状況

(1) 人口の推移

本市の総人口は、近年緩やかな減少傾向で推移しており、令和7年（2025年）10月1日現在で187,609人となっています。

一方で、高齢者人口（65歳以上人口）は増加傾向にあり、令和7年は41,781人で、高齢化率は22.3%となっています。

令和8年の本市の高齢化率（国勢調査を基にした推計値）は、国や県よりも低くなっています。

【年齢別人口の推移】 (人)

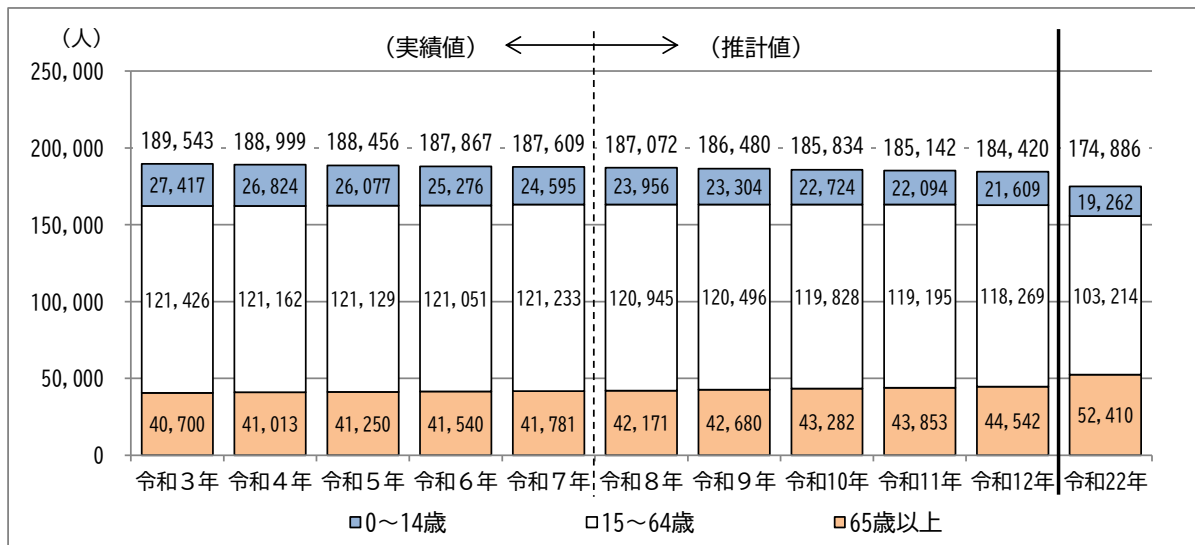
区分	実績値			推計値			
	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
総数	188,456	187,867	187,609	187,072	186,480	185,834	185,142
0～14歳	26,077	25,276	24,595	23,956	23,304	22,724	22,094
	13.8%	13.5%	13.1%	12.8%	12.5%	12.2%	11.9%
15～64歳	121,129	121,051	121,233	120,945	120,496	119,828	119,195
	64.3%	64.4%	64.6%	64.7%	64.6%	64.5%	64.4%
65歳以上	41,250	41,540	41,781	42,171	42,680	43,282	43,853
	21.9%	22.1%	22.3%	22.5%	22.9%	23.3%	23.7%
65～74歳 (再掲)	19,232	18,400	17,785	17,610	17,692	18,020	18,442
	10.2%	9.8%	9.5%	9.4%	9.5%	9.7%	10.0%
75歳以上 (再掲)	22,018	23,140	23,996	24,561	24,988	25,262	25,411
	11.7%	12.3%	12.8%	13.1%	13.4%	13.6%	13.7%

備考：下段は総数に占める割合

資料：令和5年～令和7年は安城市住民基本台帳（各年10月1日現在）

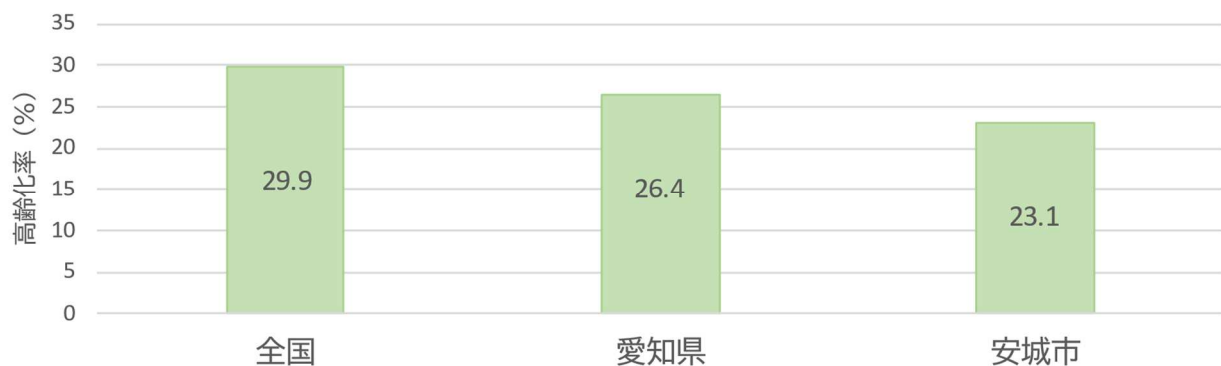
令和8年以降は、安城市による推計値です。

図表 年齢3区分別人口の推移及び将来人口の推計



資料：【実績値】住民基本台帳（各年10月1日現在） 【推計値】コーホート要因法による推計値

図表 高齢化率の状況 <国・県との比較>



資料：総務省「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和8年）

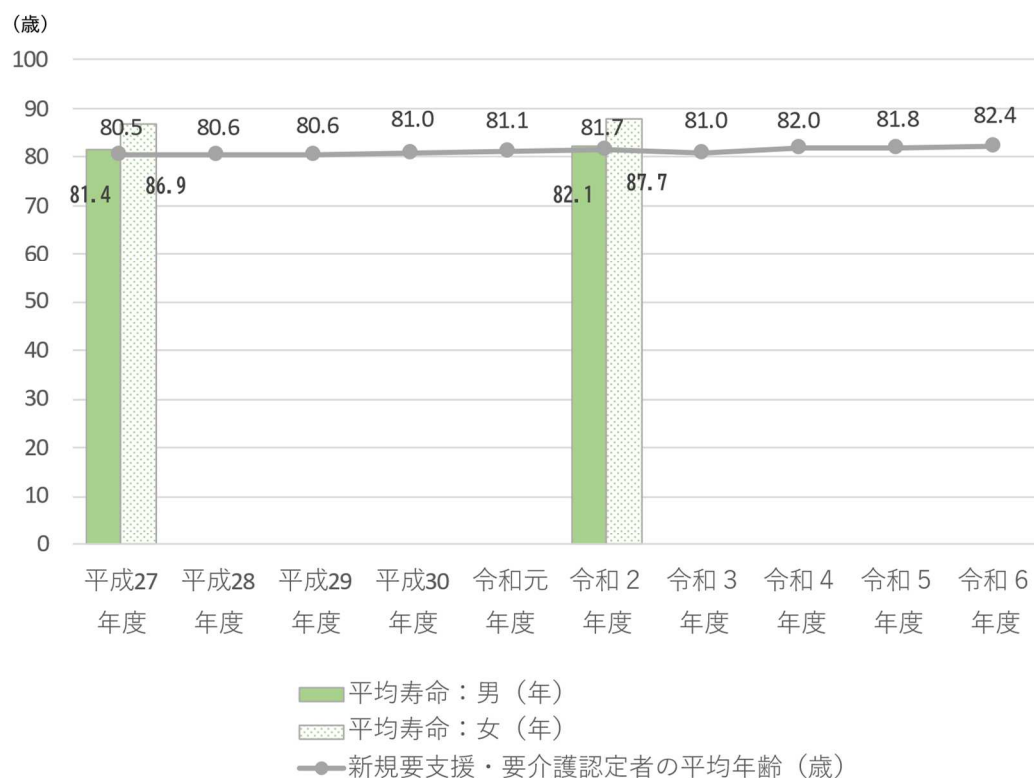
図表 前期高齢者・後期高齢者の人口、後期高齢者率の推移



資料：令和 5 年～令和 7 年は安城市住民基本台帳（各年 1 0 月 1 日現在）

令和 8 年以降は、安城市による推計値です。

図表 男女別平均寿命、新規要支援・要介護認定者の平均年齢



資料：【平均寿命】「市区町村別生命表」

【新規要支援・要介護認定者の平均年齢】「介護保険総合データベース」

(2) 世帯の状況

本市の「高齢者のいる世帯」は、令和8年で28,444世帯となっており、総世帯に占める割合は35.1%となっています。高齢者単身世帯は9,034世帯、高齢者のみの世帯は7,591世帯と、令和5年と比べて増加傾向にあります。

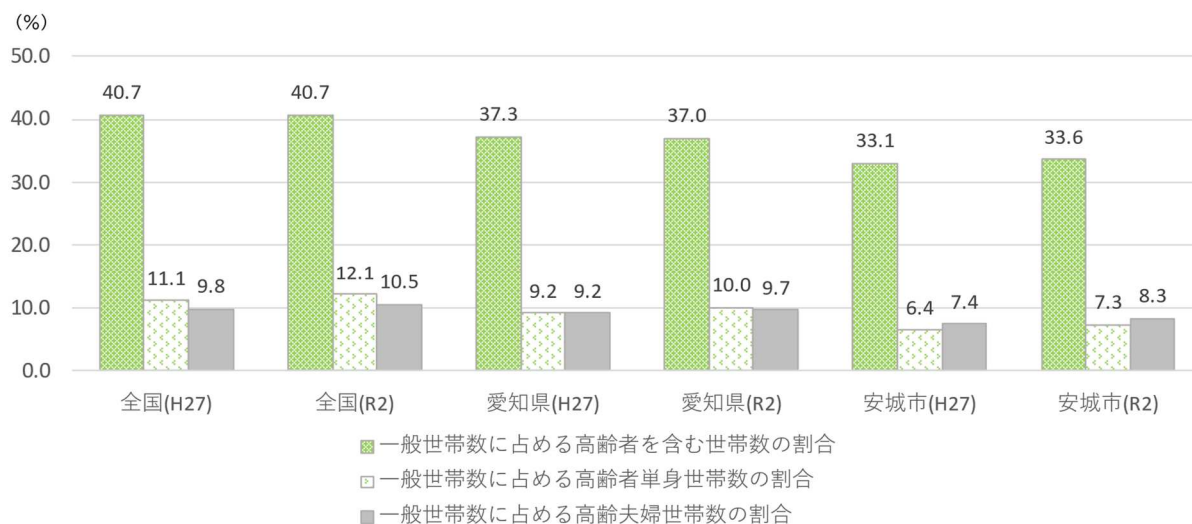
国勢調査では、一般世帯数に占める高齢者を含む世帯数の割合は、国・県よりも低くなっています。

【世帯構成の推移】

区分	世帯数（世帯）		総世帯に占める割合（％）	
	令和5年	令和8年	令和5年	令和8年
総世帯	78,680	81,121	-	-
高齢者のいる世帯	27,943	28,444	35.5	35.1
高齢者単身世帯	8,206	9,034	10.4	11.1
高齢者のみの世帯	7,467	7,591	9.5	9.4
夫婦のみ	6,882	7,033	8.7	8.7
夫婦以外	585	558	0.7	0.7
その他の高齢者世帯	12,270	11,819	15.6	14.6

資料：住民基本台帳（各年10月1日時点） ※令和8年は4月1日現在

図表 高齢者世帯の状況 <国・県との比較>



資料：「国勢調査」（令和2年）

(3) 認定者数の推移

本市の要介護等認定者数は、令和7年9月末時点で6,689人となっており、近年は増加傾向にあります。要介護度別でみると、要支援2、要介護2、要介護4の認定者数が特に増加しています。

認定率は、令和5年の14.9%から令和7年の16.0%まで上昇していますが、国・県より低い水準で推移しています。

図表 要介護度別認定者数及び認定率の推移 (人)

区分		実績値				推計値		
		令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
要支援1		1,204	1,214	1,252				
要支援2		903	1,011	1,071				
要介護1		1,222	1,202	1,255				
要介護2		841	935	952				
要介護3		622	616	691				
要介護4		818	828	917				
要介護5		515	499	551				
認定者計(A)		6,125	6,305	6,689				
高齢者計(B)		41,211	41,497	41,750				
認定率 (A/B)	安城市	14.9%	15.2%	16.0%				
	愛知県	18.1%	18.6%	19.1%		-	-	-
	全国	19.7%	20.1%	20.5%		-	-	-

※令和8年9月末時点の実績は、判明しだい追加いたします。
※認定者数の推計値は、国の指示等を踏まえて今後推計する予定です。

資料：介護保険事業状況報告（各年9月末時点）

※認定者計（A）は、第2号被保険者を含みます。高齢者計（B）の実績値は第1号被保険者数、推計値は65歳以上人口の安城市による推計値です。

図表 要介護度別認定者割合の推移

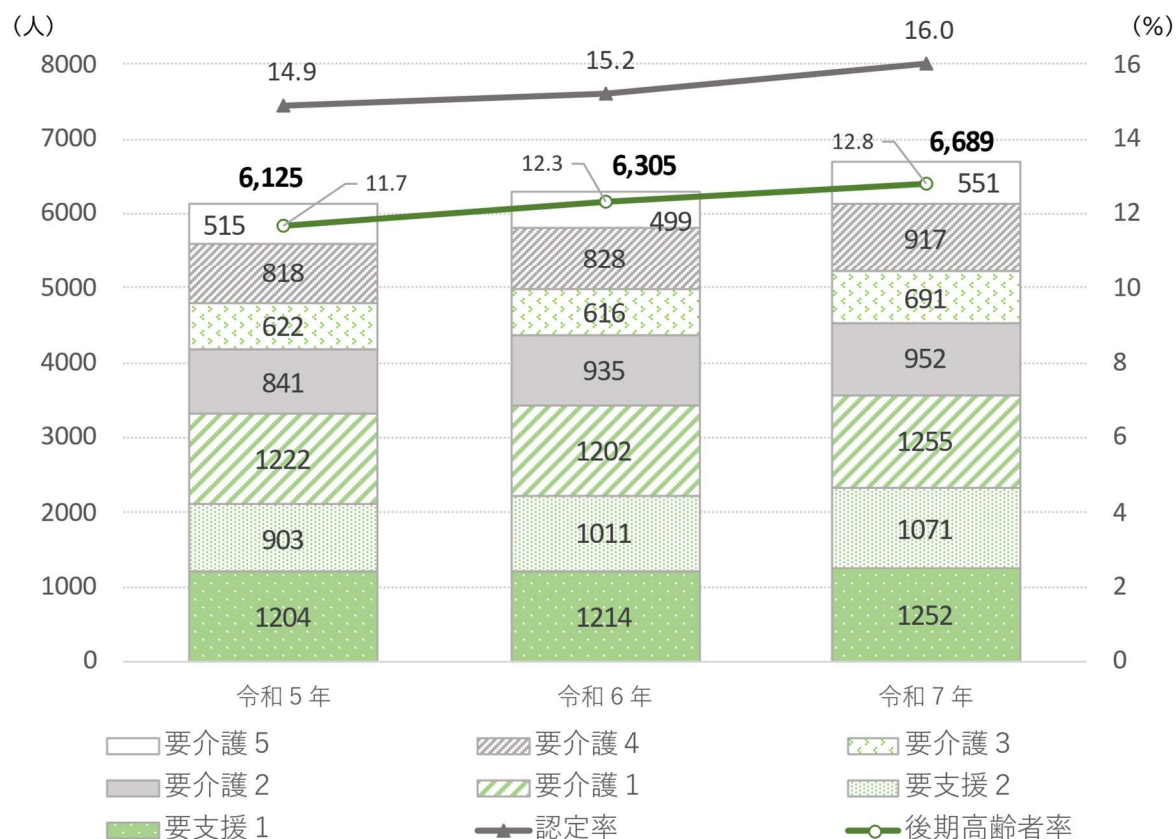


(4) 重度化の状況

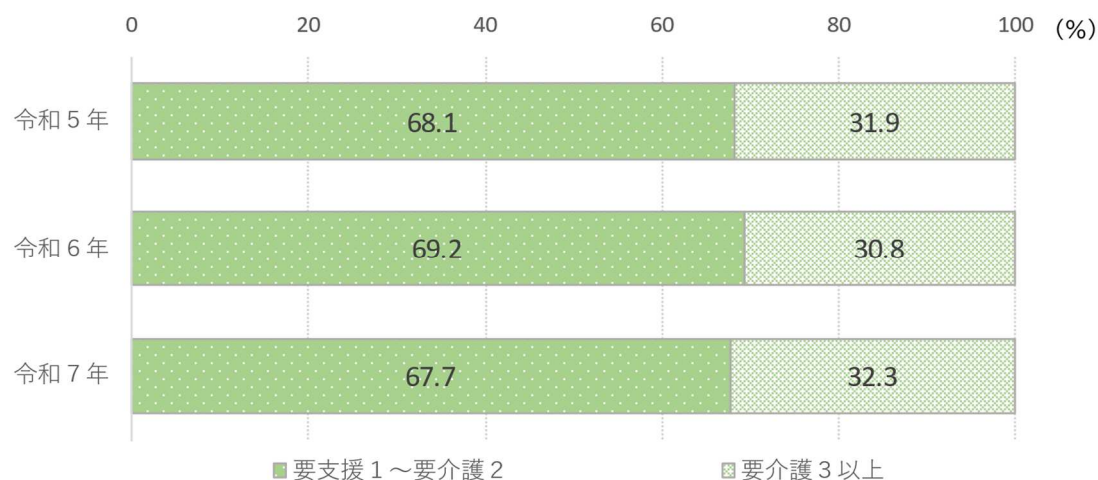
要介護等認定者数、認定率は、ともに増加（上昇）傾向にあります。

要介護2以下のグループ、要介護3以上のグループに分け、その割合の推移をみると、令和7年では要介護2以下が67.7%、要介護3以上が32.3%となっています。少しずつではありますが、要介護3以上の認定者の割合が上昇しています。

図表 要介護度別認定者数及び認定率の推移



図表 要介護3以上・要介護2以下別認定率の割合の推移



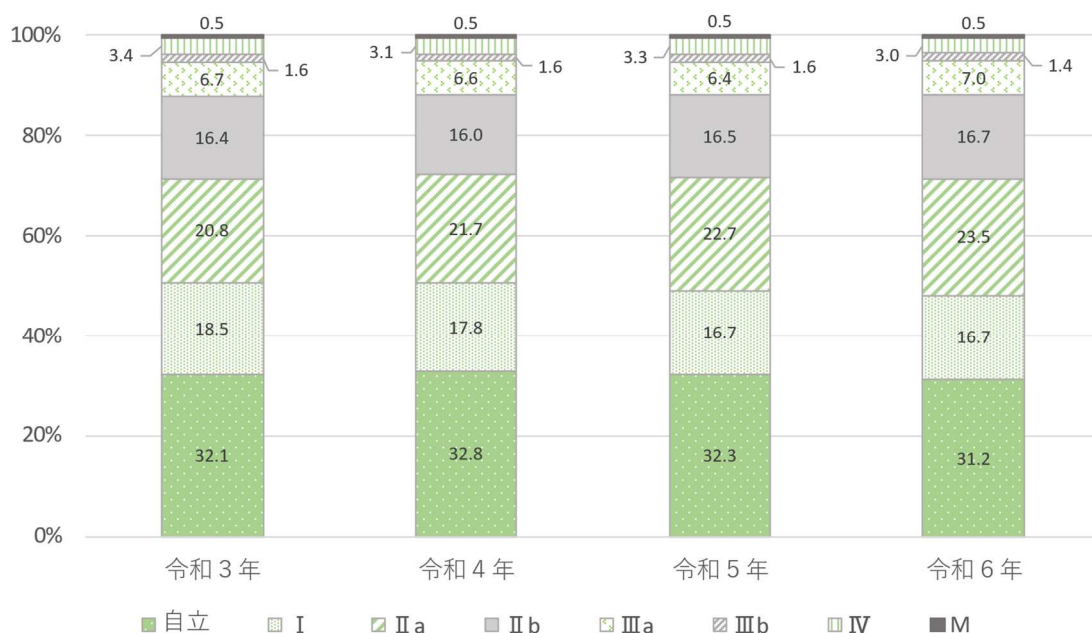
資料：介護保険事業状況報告（各年9月末時点）

(5) 認知症高齢者の状況

認知症高齢者の日常生活自立度の状況の推移をみると、「自立」の割合は令和4年以降低下傾向にあり、令和6年10月末時点で要介護等認定申請者全体の31.2%となっています。

一方、日常生活に支障を来たすような認知症高齢者（「Ⅱ」以上）の割合は令和4年以降上昇しており、令和6年で52.1%となっています。

図表 認知症高齢者自立度の状況の推移



資料：「介護保険総合データベース」厚生労働省（令和7年9月10日時点データにて集計、各年10月末時点）
（対象地域）安城市

※認知症高齢者の日常生活自立度とは、認定調査と主治医意見書に基づき、介護認定審査会において最終的に決定される区分で、各区分の判断基準は下表のとおりです。

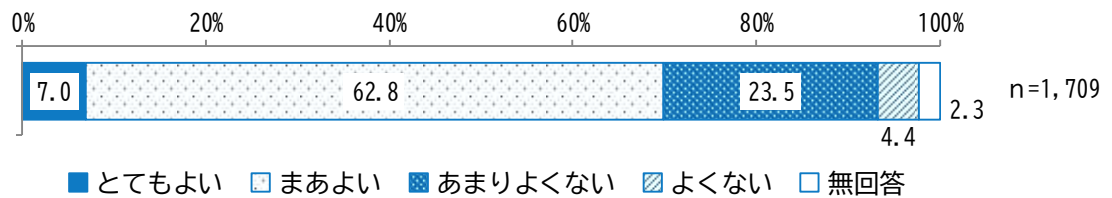
自立度	判断基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
Ⅱ a	「日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる」状態が家庭外で見られる。
Ⅱ b	上記の状態が家庭内でも見られる。
Ⅲ a	「日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする」状態が日中を中心として見られる。
Ⅲ b	上記の状態が夜間を中心として見られる。
Ⅳ	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。



2 アンケート調査結果から見た現状

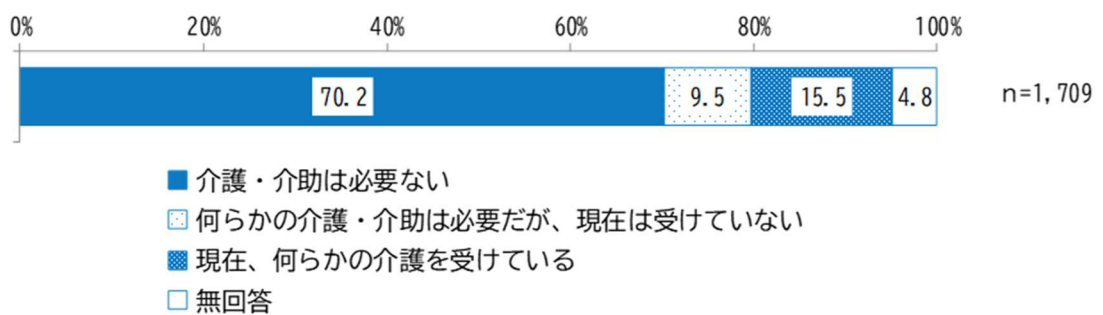
(1) 健康状態

■主観的健康観（一般高齢者調査）



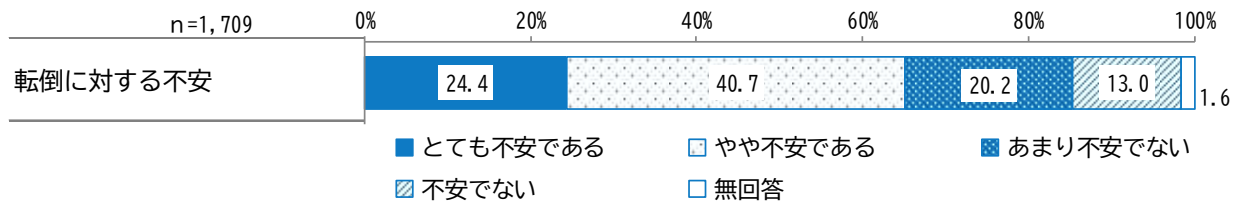
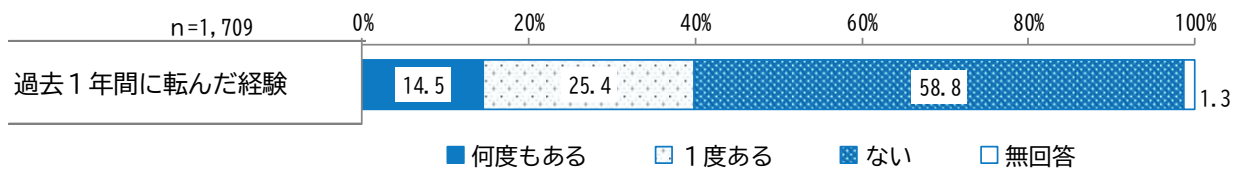
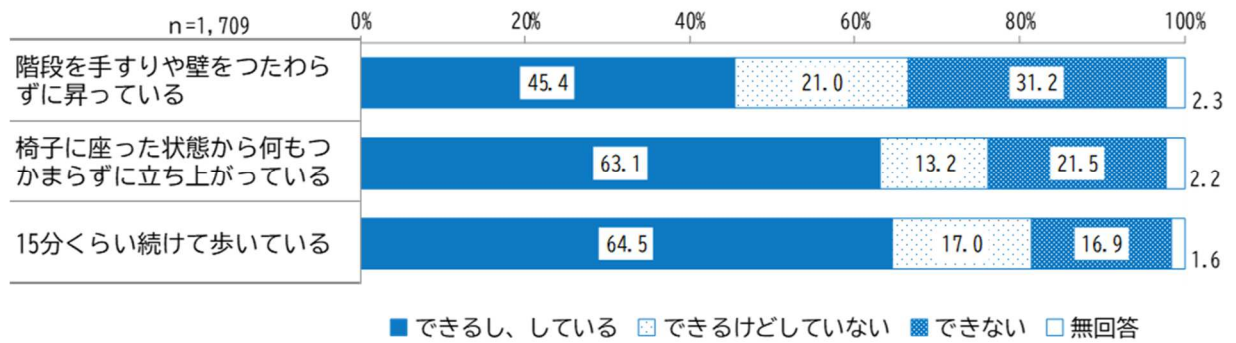
資料：高齢者介護に関するアンケート調査（令和7年）

■介護・介助の必要性（一般高齢者調査）



資料：高齢者介護に関するアンケート調査（令和7年）

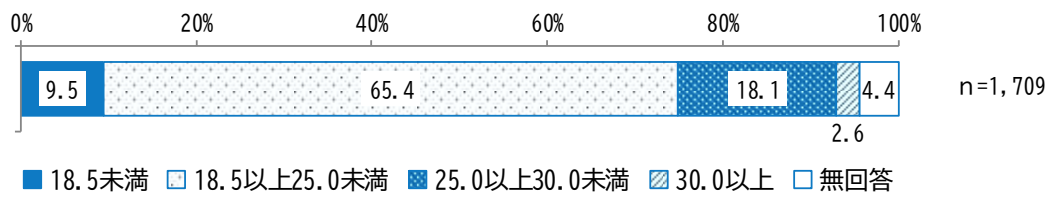
■からだの動き（一般高齢者調査）



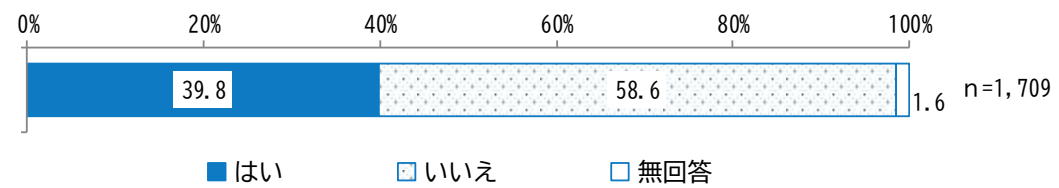
資料：高齢者介護に関するアンケート調査（令和7年）

■食べること（一般高齢者調査）

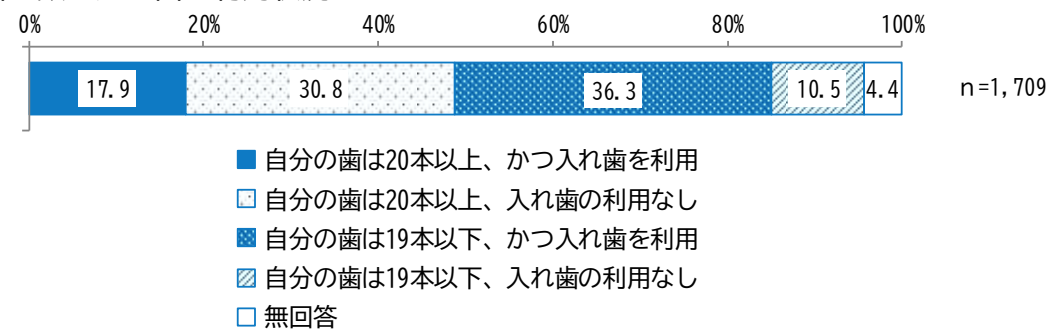
<BMI>



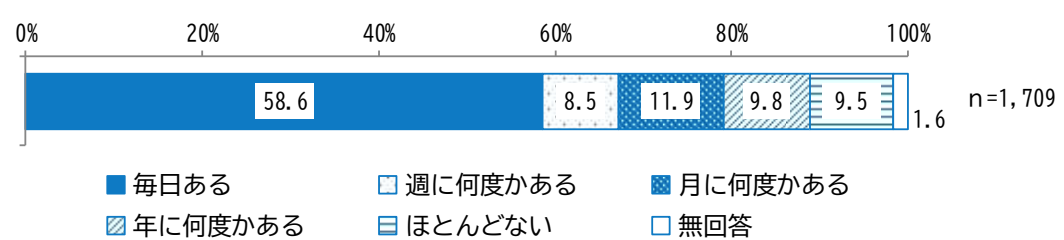
<口腔機能（固いものが食べにくくなった）>



<歯の数と入れ歯の利用状況>



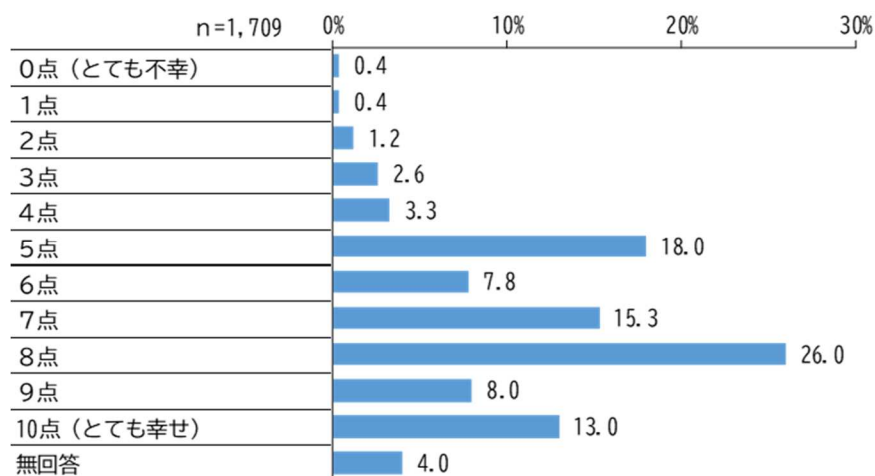
<誰かと一緒に食事をする機会の有無>



資料：高齢者介護に関するアンケート調査（令和7年）

■主観的幸福感（一般高齢者調査）

※現在の幸福度を、0点（とても不幸）から10点（とても幸せ）までの範囲で自己評価した点数



	件数	0 ～ 4 点	5 ～ 6 点	7 ～ 8 点	9 ～ 10 点	無 回 答
全 体	1,709 100.0	134 7.8	441 25.8	707 41.4	359 21.0	68 4.0
性 別						
男性	758 100.0	73 9.6	227 29.9	303 40.0	128 16.9	27 3.6
女性	950 100.0	61 6.4	214 22.5	403 42.4	231 24.3	41 4.3
年 齢						
65～69歳	292 100.0	25 8.6	72 24.7	137 46.9	53 18.2	5 1.7
70～74歳	349 100.0	26 7.4	85 24.4	163 46.7	66 18.9	9 2.6
75～79歳	419 100.0	36 8.6	103 24.6	183 43.7	76 18.1	21 5.0
80～84歳	320 100.0	20 6.3	87 27.2	118 36.9	83 25.9	12 3.8
85～89歳	204 100.0	15 7.4	63 30.9	60 29.4	55 27.0	11 5.4
90歳以上	124 100.0	12 9.7	31 25.0	45 36.3	26 21.0	10 8.1
活動参加頻度						
いずれかで「週1回以上」	789 100.0	41 5.2	173 21.9	361 45.8	196 24.8	18 2.3
いずれかで「月1回以上週1回未満」	187 100.0	12 6.4	40 21.4	98 52.4	33 17.6	4 2.1
いずれかで「年に数回」	118 100.0	6 5.1	29 24.6	52 44.1	28 23.7	3 2.5
いずれにも「参加していない」	510 100.0	70 13.7	172 33.7	157 30.8	82 16.1	29 5.7

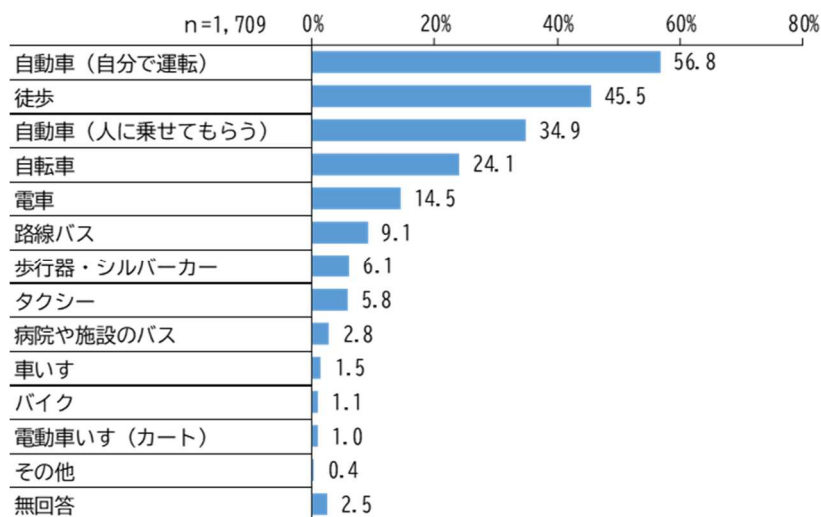
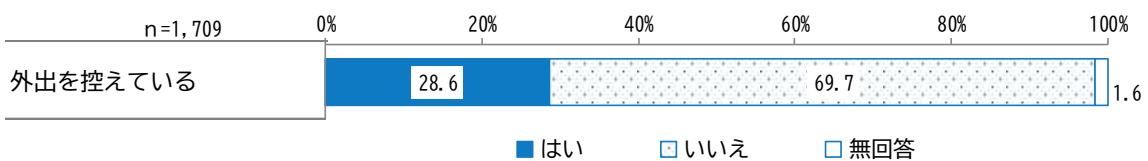
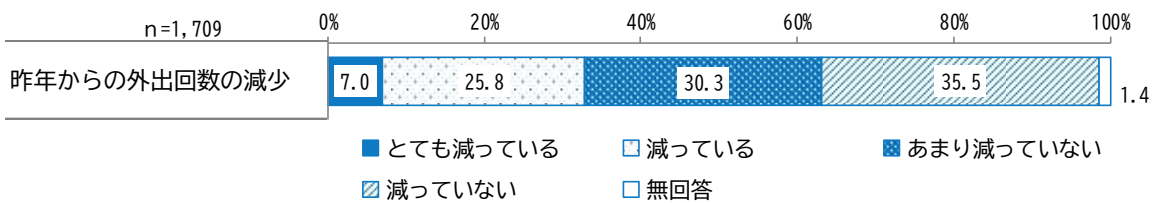
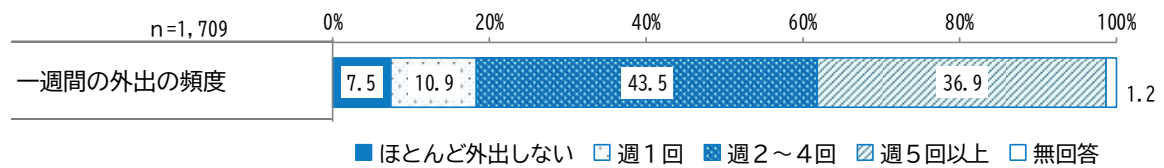
資料：高齢者介護に関するアンケート調査（令和7年）

■懇話会意見

- 先輩たちが活躍しているので、いつも刺激を受けて活動している。（老人クラブ連合会）
- 老人クラブの活動がないと、何もしない生活になってしまう。（老人クラブ連合会）
- ラジオ体操、サロン活動などを実施しているが、出てくる人が同じという現状がある。（老人クラブ連合会）
- 小学校からの要請で、昔の遊びや野菜作りなどを小学生に教える機会がある。そういう機会も、フレイル予防になるのではないかなと思う。（老人クラブ連合会）

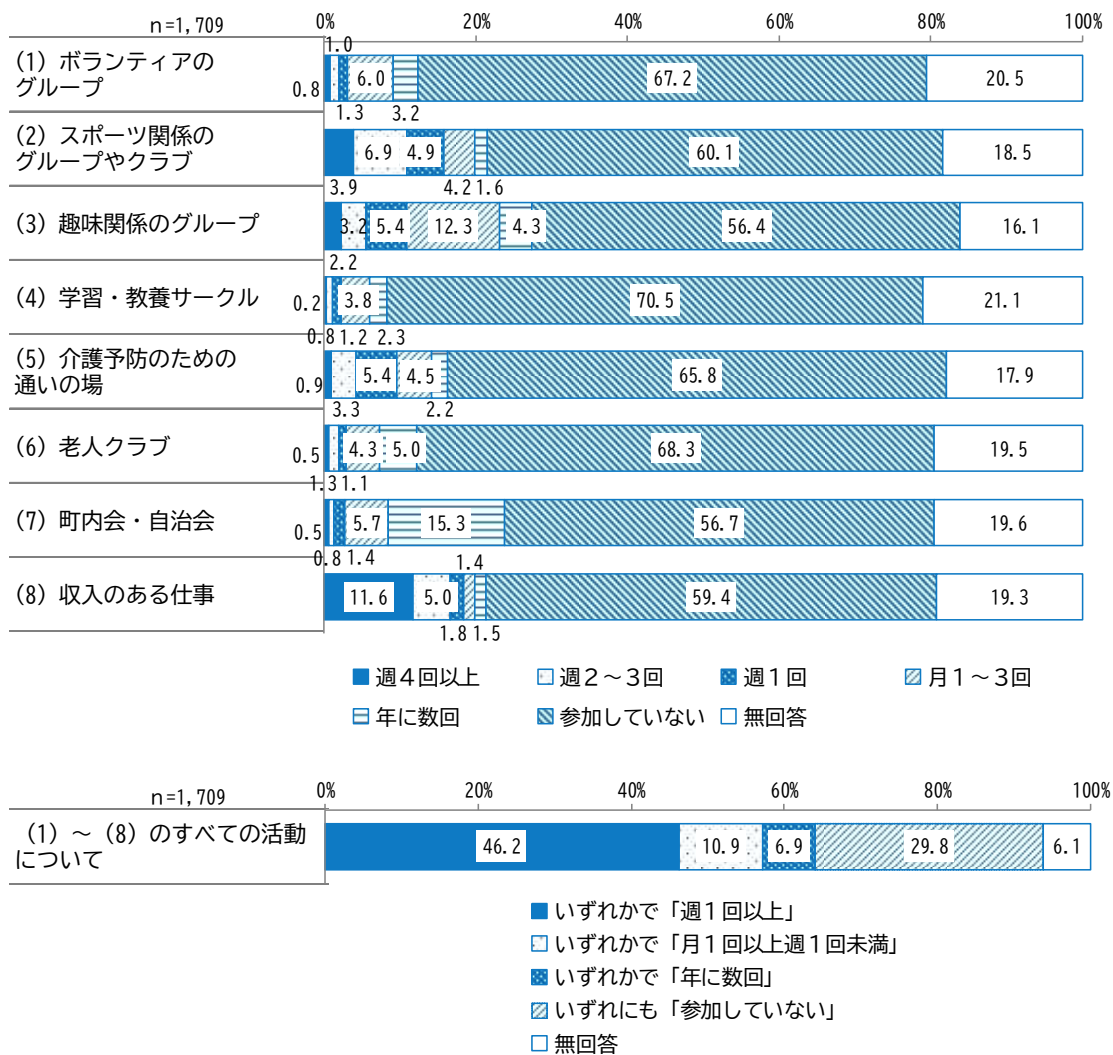
(2) 社会参加

■外出（一般高齢者調査）



資料：高齢者介護に関するアンケート調査（令和7年）

■余暇活動・社会活動（一般高齢者調査）



資料：高齢者介護に関するアンケート調査（令和7年）

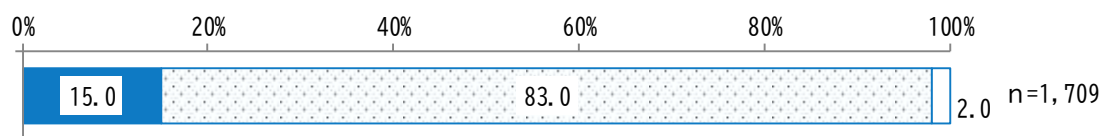
■懇話会意見

- サロン等の活動は、参加するための移動手段がないという問題もあり、送迎もやっているという実態がある。（老人クラブ連合会）
- 俳句、書道、舞踊、お茶なども、指導者が高齢化してしまうと続かない。（老人クラブ連合会）
- 高齢者は、何か役割を持って活躍できる場をつくること、趣味などの活動を続けられるようにしていくことなどが大切だと思う。そうしたことを、施策として取り組んでいくことが必要。（認知症地域支援部会）

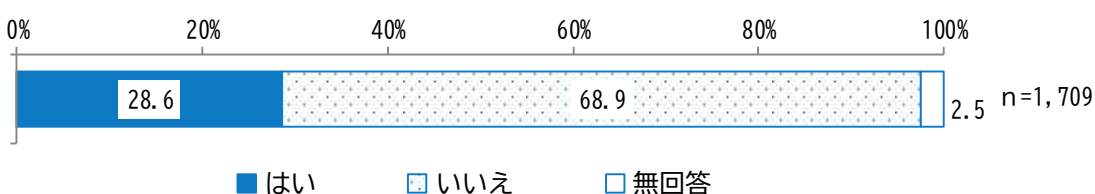
(3) 認知症

■認知症について（一般高齢者調査）

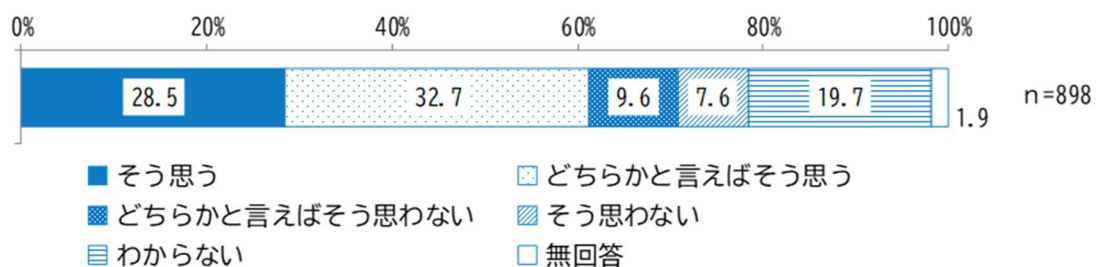
<自身や家族における認知症の有無>



<相談窓口の認知度>

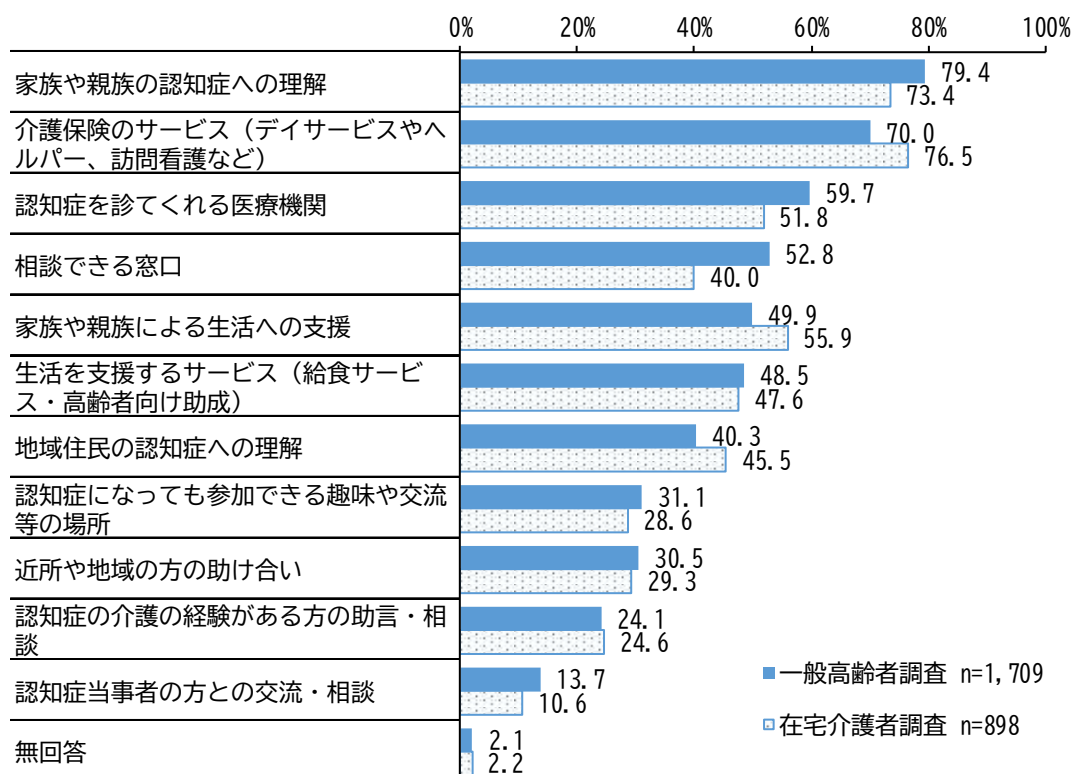


■自身が認知症になった場合に打ち明けることができるか（在宅介護者調査）



資料：高齢者介護に関するアンケート調査（令和7年）

■認知症になっても住み慣れた地域で生活をしていくために必要なこと（一般高齢者調査、在宅介護者調査）



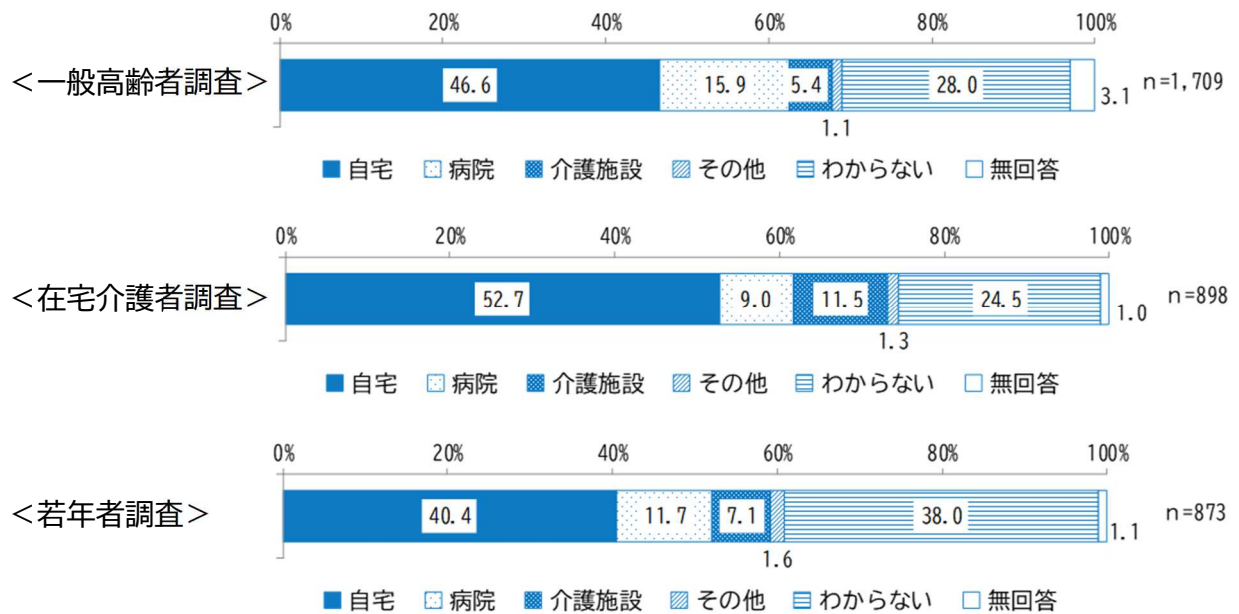
資料：高齢者介護に関するアンケート調査（令和7年）

■懇話会意見

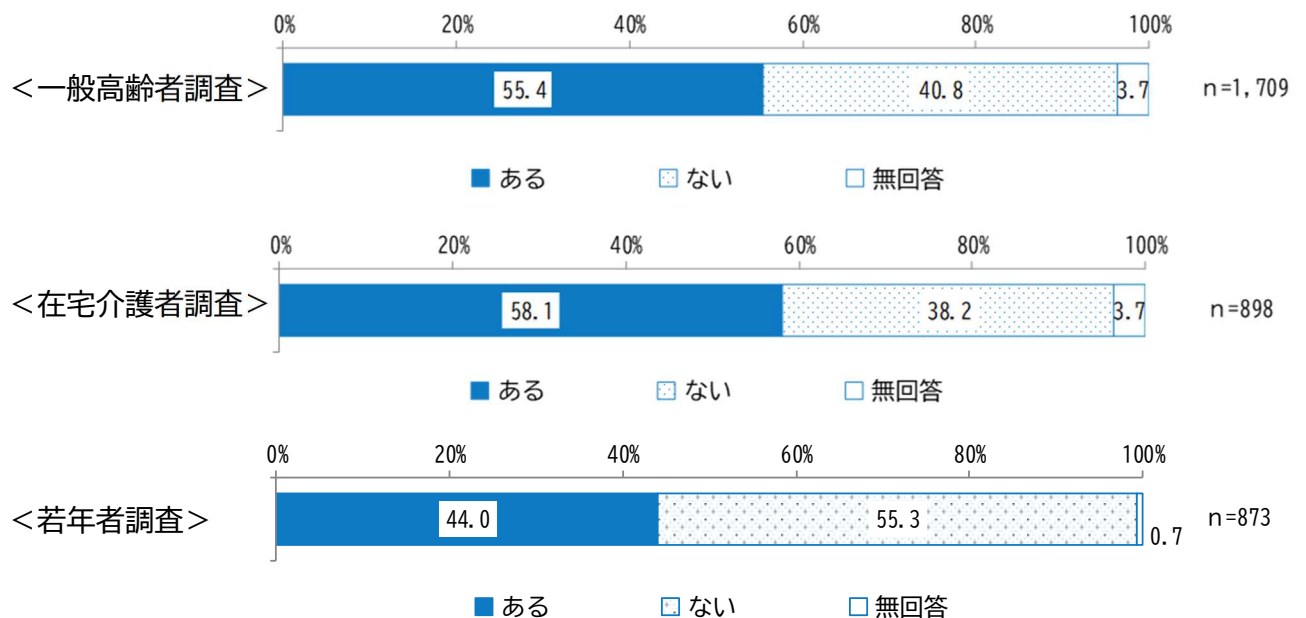
- 若年性認知症の方は、働いている人も多いので、企業に対する啓発も必要だと思う。認知症でも働けるというイメージを拡げていくことが大切。（認知症地域支援部会）
- 認知症の方と実際に関わる機会を多くつくり、「新しい認知症観」を広めていくことが必要だと思う。（認知症地域支援部会）
- 「新しい認知症」についても、十分に啓発されているとは思えない。（認知症の日本人）
- 一人の人間として見てくれないと感じることが多い。一人の人間として見てほしい。（認知症の日本人）
- 自分ごととして捉えてくれると嬉しい。（認知症の日本人）
- 伝えたいのに言えないことがあるので、サポートしてくれる人がいると楽だと思う。（認知症の日本人）
- 初期段階で認知症にどう気づくのが難しいと思う。（認知症地域支援部会）
- 認知症になると人格が変わってしまうと思っている方も多いが、そうでない方もたくさんいる。そうした方たちの事例が多くの人に適切に伝われば偏見も少なくなるのではないと思う。ご自身で発信されている人もいますので、そうした情報に触れる機会が増えると良いと思う。（認知症地域支援部会）

(4) 看取り

■人生の最期を迎えたい場所（一般高齢者調査、在宅介護者調査、若年者調査）

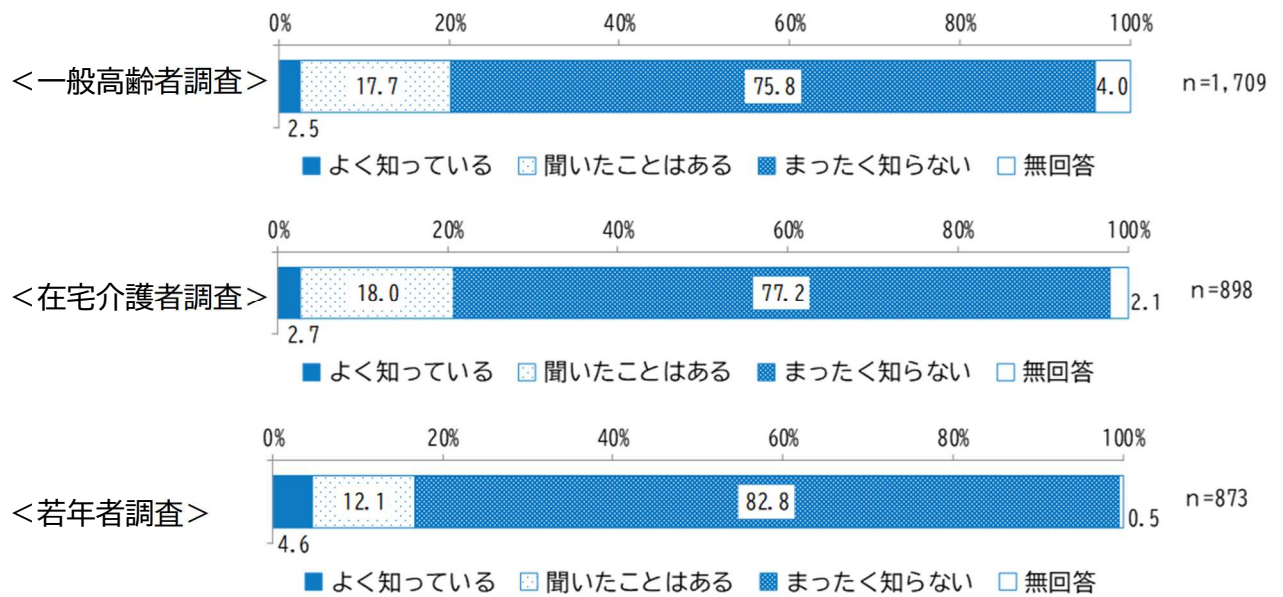


■人生の最終段階の医療・介護について考えたことの有無（一般高齢者調査、在宅介護者調査、若年者調査）

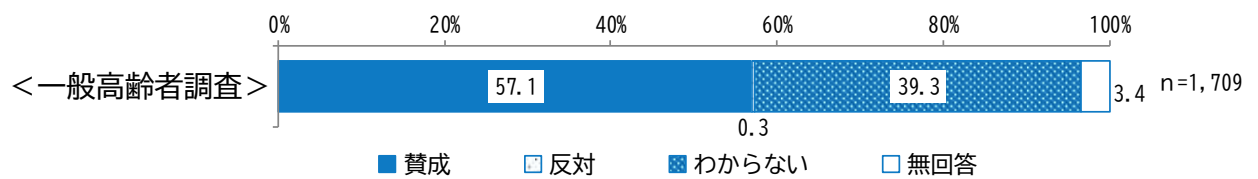


資料：高齢者介護に関するアンケート調査（令和7年）

■アドバンス・ケア・プランニング《ACP、人生会議》（一般高齢者調査、在宅介護者調査、若年者調査）



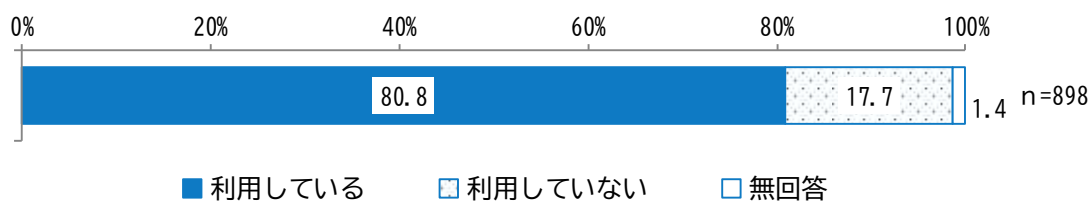
■アドバンス・ケア・プランニングへの賛否（一般高齢者調査）



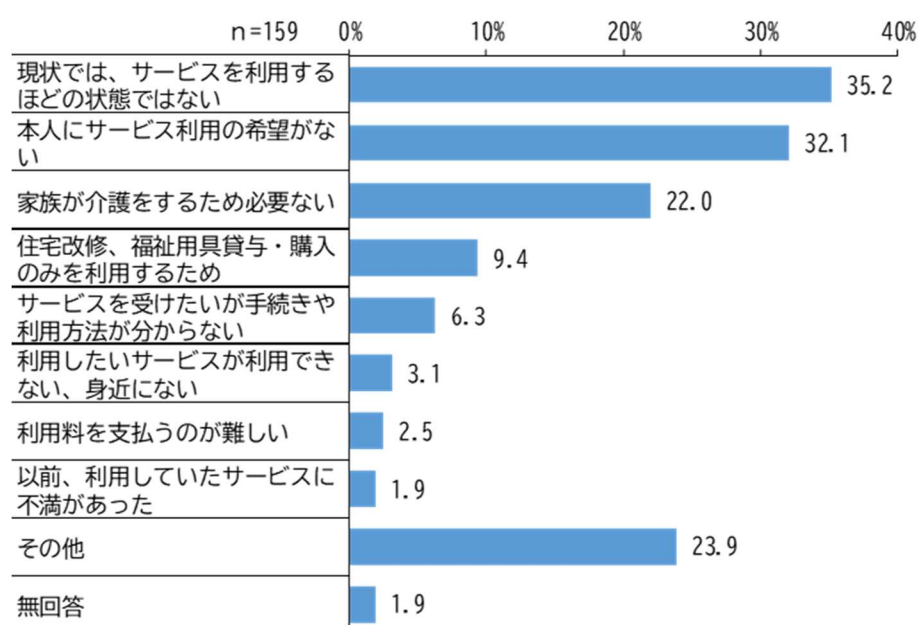
資料：高齢者介護に関するアンケート調査（令和7年）

(5) サービスの利用状況

■介護保険サービスの利用状況（在宅介護者調査）

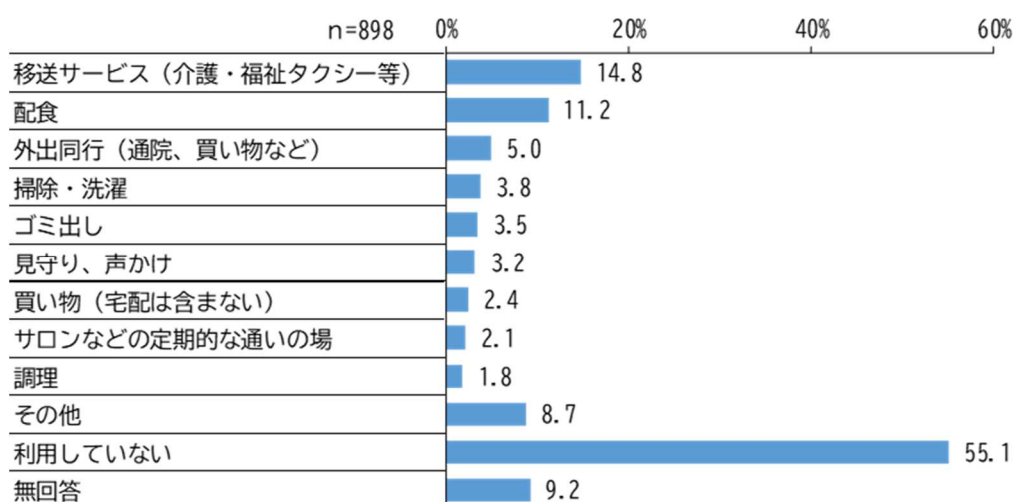


■介護保険サービスを利用していない理由（在宅介護者調査）

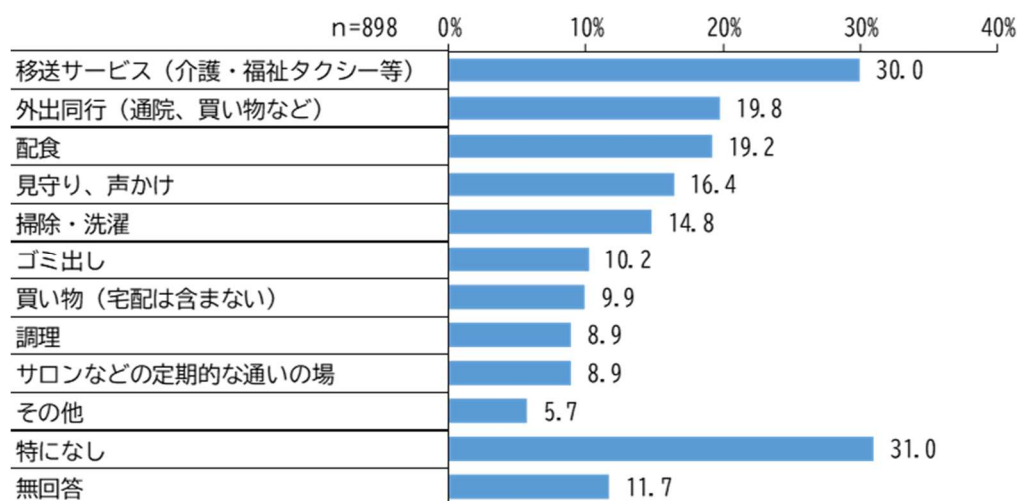


資料：高齢者介護に関するアンケート調査（令和7年）

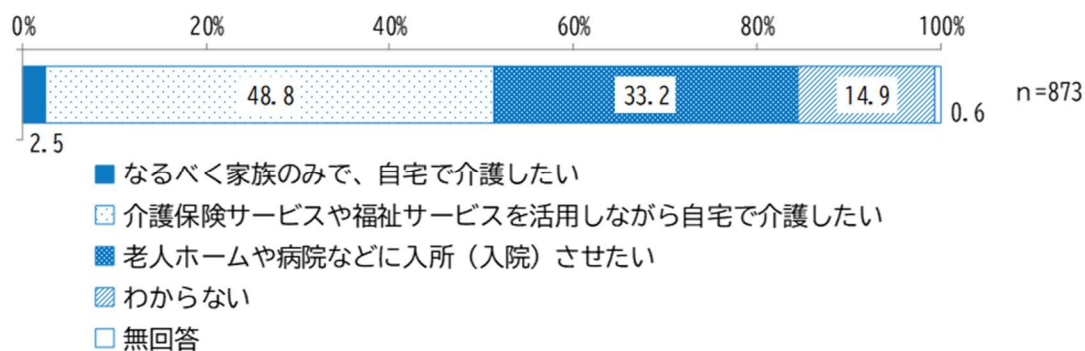
■現在利用している、介護保険サービス以外の支援・サービス（在宅介護者調査）



■在宅生活の継続に必要な支援・サービス（在宅介護者調査）



■家族等に受けさせたい介護（若年者調査）



資料：高齢者介護に関するアンケート調査（令和7年）

■懇話会意見

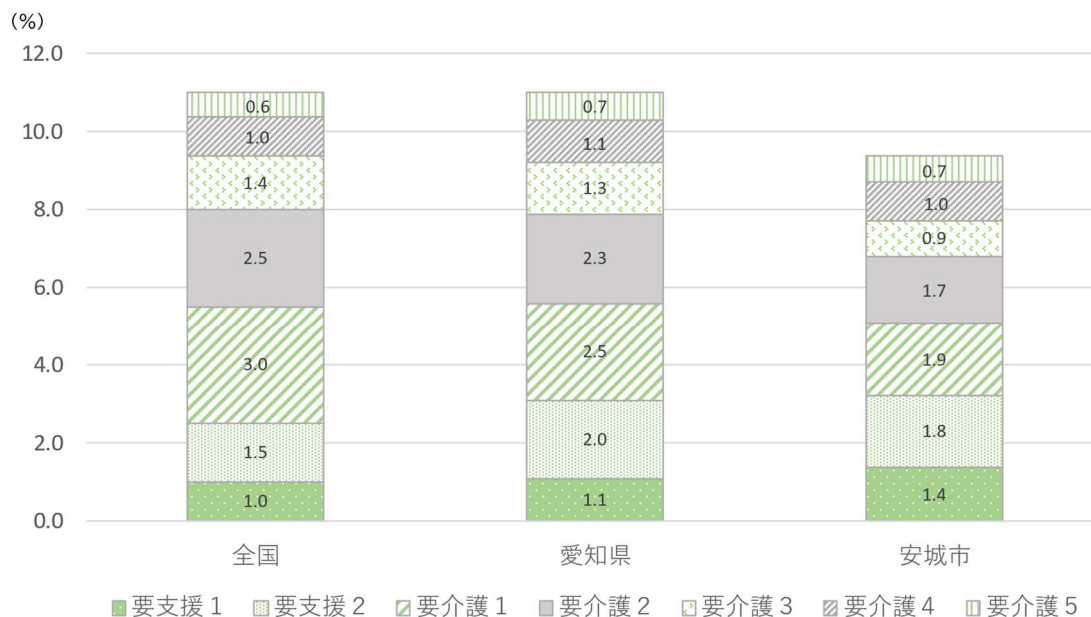
- 看取りまで行っているグループホームが多くなっているが、重度者を介護するための設備（例：入浴設備など）が整っていない。（グループホーム事業者代表）
- 長く入居されていると人が入れ替わらないので、新しい人が入れないという問題がある。（グループホーム事業者代表）
- 認知症デイ（認知症対応型通所介護）を実施する施設が増えればよいと思う。（グループホーム事業者代表）
- グループホーム入居者の場合、おむつ支給、介護タクシーなどの支援を受けられないので、金銭的負担が大きい。（グループホーム事業者代表）
- 支援機関ごとの連携が不足していると感じる。利用者の立場に立ってくれないと感じる。もっと連携してほしいし、全体をコーディネートする人が必要なのではないかと思う。（認知症の人本人）
- 身寄りのない方の支援は難しい。認知症があるが家族の方の支援が期待できない方の場合は、権利擁護の面での支援も必要となるが、その体制が十分に整っていない。（認知症地域支援部会）
- 権利擁護については、つなげた後が進まないケースもあるので、弁護士さんや司法書士さんも含めて体制が充実すると良いと思う。（認知症地域支援部会）
- デイサービスやショートステイなどのサービス現場で、認知症の人の受け入れ態勢が十分ではないと感じることがある。せっかくサービスにつながっても、トラブルが生じるなど、認知症を理由に利用を断られるケースが多い。（認知症地域支援部会）
- 経済的な理由でサービスを十分に利用できない人がいる。特に、非課税寸前の層の方などは、費用が払えずサービスが利用できないという状況がある。（施設部会）
- 最近では、利用者さんの権利意識が高くなっており、利用者さんによる施設職員に対するカスタマーハラスメントが増えてきていると感じる。（施設部会）

3 介護保険事業の状況

(1) 介護サービスの利用状況

本市の令和7年9月の第1号被保険者1人あたりの受給率を国・県と比較すると、在宅サービス受給率は国・県の平均よりも概ね低くなっています。

図表 第1号被保険者1人あたりの在宅サービス受給率 <国・県との比較>

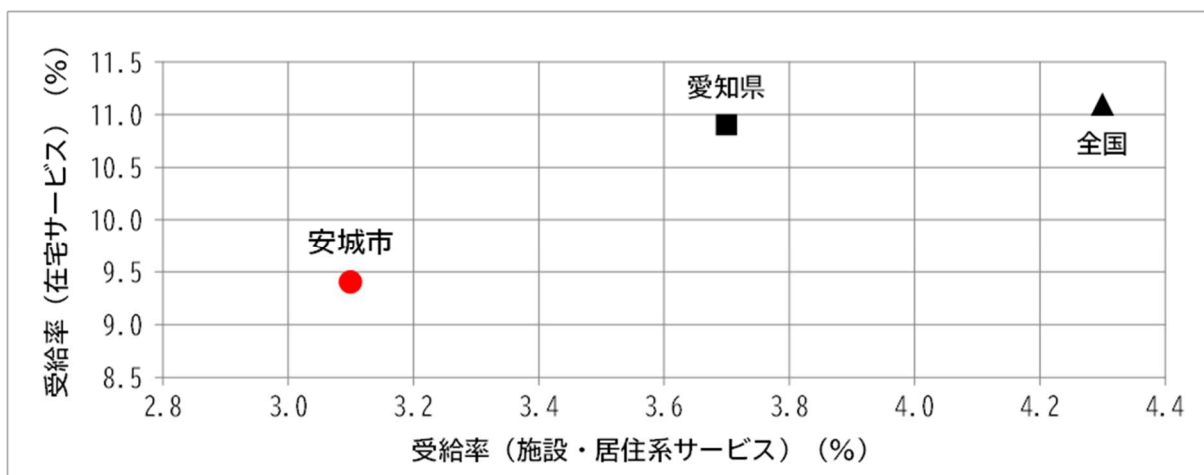


資料：「介護保険事業状況報告」月報（令和7年9月時点）

■サービス類型別の受給率

本市の在宅サービス受給率及び施設・居住系サービス受給率は、令和7年9月利用分の在宅サービスの受給率と施設・居住系サービスの受給率を国・県と比較すると、いずれも国・県より低くなっています。

図表 サービス類型別の受給率のバランス <国・県との比較>



資料：「介護保険事業状況報告」月報（令和7年9月利用分）

■給付費の推移

令和7年9月における給付費の総額は865,108千円となっており、令和5年9月時点（772,768千円）と比べて、92,340千円増加しています。

図表 給付費の推移

		(千円)		
		令和5年	令和6年	令和7年
給付費（総額）		772,768	827,033	865,108
	在宅サービス	441,293	470,361	503,842
	居住系サービス	88,964	101,917	91,207
	施設サービス	242,511	254,754	270,060

資料：「介護保険事業状況報告」月報（各年9月利用分）

■1人あたり給付月額の状態

本市の令和5年から令和7年までの9月時点における給付費（在宅サービス費＋居住系サービス費＋施設サービス費）を、高齢者1人あたりの平均値にして国・県と比較すると、第1号被保険者1人あたりの給付月額は、国・県より低い額で推移しています。

一方で、要介護度の区分別でみると、要介護2以下の認定者1人あたりの給付月額及び要介護3以上認定者1人あたりの給付月額は、いずれも国・県より高い額で推移しています。

図表 給付費水準の推移 ＜国・県との比較＞

		(千円)		
		令和5年	令和6年	令和7年
第1号被保険者 1人あたり給付月額	安城市	18.8	19.9	20.7
	愛知県	22.2	23.6	24.2
	全国	23.8	24.8	25.4
認定者（要介護2以下） 1人あたり給付月額	安城市	71.1	73.1	71.0
	愛知県	66.7	67.9	68.9
	全国	65.4	66.5	67.6
認定者（要介護3以上） 1人あたり給付月額	安城市	243.7	261.4	251.6
	愛知県	235.3	248.5	247.9
	全国	227.2	235.1	237.2

資料：「介護保険事業状況報告」月報（各年9月利用分）

（２）第９期介護保険事業計画の評価

■主な５指標による評価

主要な５指標（第１号被保険者数、要介護認定者数、要介護認定率、総給付費、第１号被保険者１人あたり給付費）の実績及び対計画比をまとめると、以下の表のようになります。

令和７年度の対計画比をみると、要介護認定者数は105.6%、要介護認定率は106.1%と計画値を上回っていますが、総給付費は100.0%であり、計画どおりに推移しているものと考えられます。

図表 ５指標の実績及び対計画比（総括表）

	計画値				実績値				対計画比（実績値／計画値）			
	第９期				第９期				第９期			
	累計	R 6	R 7	R 8	累計	R 6	R 7	R 8	累計	R 6	R 7	R 8
第１号被保険者数（人）	125,912	41,671	41,932	42,309	83,247	41,497	41,750	-	66.1%	99.6%	99.6%	-
要介護認定者数（人）	18,539	6,048	6,169	6,322	12,645	6,130	6,515	-	68.2%	101.4%	105.6%	-
要介護認定率（%）	14.7	14.5	14.7	14.9	15.2	14.8	15.6	-	103.2%	101.8%	106.1%	-
総給付費（千円）	30,826,916	9,974,429	10,294,317	10,558,170	19,982,101	9,691,652	10,290,449	-	64.8%	97.2%	100.0%	-
施設サービス（千円）	9,422,645	3,071,611	3,175,517	3,175,517	6,169,121	2,996,174	3,172,947	-	65.5%	97.5%	99.9%	-
居住系サービス（千円）	3,421,288	1,098,734	1,137,517	1,185,037	2,143,815	1,035,786	1,108,029	-	62.7%	94.3%	97.4%	-
在宅サービス（千円）	17,982,983	5,804,084	5,981,283	6,197,616	11,669,166	5,659,692	6,009,473	-	64.9%	97.5%	100.5%	-
第１号被保険者 １人あたり給付費（円）	244,829	239,361	245,500	249,549	240,034	233,551	246,478	-	98.0%	97.6%	100.4%	-

資料：【計画値】「あんジョイプラン10」（第９次安城市高齢者福祉計画・第９期安城市介護保険事業計画）

【実績値】「第１号被保険者数」「要介護認定者数」「要介護認定率」は「介護保険事業状況報告」９月月報、「総給付費」は「介護保険事業状況報告」月報（３月利用分～翌年２月利用分の累計）

■要介護認定者数及び認定率の評価

要介護認定者数（第２号被保険者を除く）の実績をみると、対計画比は令和６年度で101.4%、令和７年度で105.6%と、いずれも計画値を上回っています。

要介護度別でみると、要支援２と要介護２の対計画比はいずれの年度も110%を上回っています。

要介護認定率の実績は計画値より高くなっており、令和６年度は14.8%、令和７年度は15.7%となっています。

図表 要介護認定者数・要介護認定率の実績及び対計画比

単位：人

	令和6年度			令和7年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
認定者数（第1号被保険者）（A）	6,048	6,130	101.4%	6,169	6,515	105.6%
要支援1	1,207	1,186	98.3%	1,234	1,224	99.2%
要支援2	878	975	111.0%	884	1,032	116.7%
要支援者 小計	2,085	2,161	103.6%	2,118	2,256	106.5%
要介護1	1,197	1,184	98.9%	1,221	1,246	102.0%
要介護2	772	906	117.4%	781	920	117.8%
要介護3	634	600	94.6%	655	673	102.7%
要介護4	848	804	94.8%	869	898	103.3%
要介護5	512	475	92.8%	525	522	99.4%
要介護者 小計	3,963	3,969	100.2%	4,051	4,259	105.1%
第1号被保険者数（B）	41,671	41,497	99.6%	41,932	41,750	99.6%
認定率（A/B）（%）	14.5%	14.8%	—	14.7%	15.6%	—

資料：【計画値】「あんジョイプラン10」（第9次安城市高齢者福祉計画・第9期安城市介護保険事業計画）

【実績値】「介護保険事業状況報告」月報（各年9月末時点）

■サービス別給付費の評価

令和7年度の介護給付費の実績をみると、対計画比は100.2%となっており、ほぼ計画どおりとなっています。また、予防給付費の実績の対計画比は95.2%であり、計画を下回っています。

これらを合わせた総給付費の対計画比は100.0%となっており、計画どおりの実績となっています。

サービス別の給付費の実績をみると、対計画比が110%を超えるサービスは、訪問看護、短期入所療養介護、住宅改修、地域密着型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護医療院、介護予防通所リハビリテーション、介護予防認知症対応型通所介護です。110%を超えるサービスが、令和6年実績と比べて多くなっています。

一方、対計画比が80%未満であるサービスは、認知症対応型通所介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型共同生活介護であり、予防給付のサービスに多くみられます。

図表 サービス別給付費の実績及び対計画比（令和６年度・令和７年度分）

【介護給付】

単位：千円

サービス	令和６年度			令和７年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
①居宅サービス						
訪問介護	865,926	888,126	102.6%	895,170	969,033	108.3%
訪問入浴介護	93,768	78,945	84.2%	97,166	78,560	80.9%
訪問看護	281,410	302,352	107.4%	290,982	328,259	112.8%
訪問リハビリテーション	44,488	38,934	87.5%	45,984	43,780	95.2%
居宅療養管理指導	141,583	139,240	98.3%	146,277	157,193	107.5%
通所介護	1,293,465	1,264,738	97.8%	1,330,723	1,305,259	98.1%
通所リハビリテーション	374,357	378,158	101.0%	385,185	396,995	103.1%
短期入所生活介護	535,676	472,444	88.2%	553,417	474,868	85.8%
短期入所療養介護	138,123	152,530	110.4%	141,666	165,120	116.6%
福祉用具貸与	346,734	346,812	100.0%	357,999	365,214	102.0%
特定福祉用具購入費	13,710	11,321	82.6%	13,710	13,305	97.0%
住宅改修	20,132	17,987	89.3%	21,077	24,941	118.3%
特定施設入居者生活介護	95,578	87,503	91.6%	98,490	89,696	91.1%
居宅介護支援	508,916	498,804	98.0%	524,425	524,688	100.1%
②地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	147,564	108,183	73.3%	150,670	126,431	83.9%
夜間対応型訪問介護	0	0	—	0	0	—
地域密着型通所介護	292,957	317,099	108.2%	299,895	335,093	111.7%
認知症対応型通所介護	33,483	16,517	49.3%	35,822	14,173	39.6%
小規模多機能型居宅介護	156,561	153,924	98.3%	158,356	142,940	90.3%
認知症対応型共同生活介護	788,798	735,328	93.2%	806,362	801,134	99.4%
地域密着型特定施設入居者生活介護	199,879	204,458	102.3%	216,967	206,221	95.0%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	206,782	209,793	101.5%	207,044	211,859	102.3%
看護小規模多機能型居宅介護	83,898	84,110	100.3%	94,584	122,337	129.3%
③施設サービス						
介護老人福祉施設	1,682,763	1,623,513	96.5%	1,784,912	1,769,378	99.1%
介護老人保健施設	1,099,031	1,083,783	98.6%	1,100,421	1,091,847	99.2%
介護医療院	83,035	79,086	95.2%	83,140	99,863	120.1%
介護給付費計（Ⅰ）	9,528,617	9,293,689	97.5%	9,840,444	9,858,188	100.2%

【予防給付】

単位：千円

サービス	令和６年度			令和７年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
①居宅サービス						
介護予防訪問入浴介護	546	642	117.7%	547	317	58.0%
介護予防訪問看護	66,876	42,436	63.5%	67,670	49,693	73.4%
介護予防訪問リハビリテーション	16,037	15,344	95.7%	16,318	14,839	90.9%
介護予防居宅療養管理指導	14,393	10,413	72.3%	14,535	11,618	79.9%
介護予防通所リハビリテーション	86,348	94,035	108.9%	87,026	106,104	121.9%
介護予防短期入所生活介護	12,121	13,197	108.9%	12,632	11,386	90.1%
介護予防短期入所療養介護	6,587	2,795	42.4%	7,552	1,920	25.4%
介護予防福祉用具貸与	111,256	99,270	89.2%	112,596	107,056	95.1%
特定介護予防福祉用具購入費	6,404	6,696	104.6%	6,748	6,862	101.7%
介護予防住宅改修	22,844	21,867	95.7%	22,844	21,731	95.1%
介護予防特定施設入居者生活介護	4,823	3,557	73.8%	6,030	5,969	99.0%
介護予防支援	72,773	70,182	96.4%	73,961	76,747	103.8%
②地域密着型サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	136	145	106.7%	136	438	321.8%
介護予防小規模多機能型居宅介護	15,012	12,423	82.8%	15,610	12,573	80.5%
介護予防認知症対応型共同生活介護	9,656	4,939	51.1%	9,668	5,008	51.8%
予防給付費計（Ⅱ）	445,812	397,963	89.3%	453,873	432,261	95.2%
総給付費（Ⅰ＋Ⅱ）	9,974,429	9,691,652	97.2%	10,294,317	10,290,449	100.0%

資料：【計画値】「あんジョイプラン10」（第9次安城市高齢者福祉計画・第9期安城市介護保険事業計画）

【実績値】「介護保険事業状況報告」月報（3月利用分～翌年2月利用分の累計）

第3章 基本理念・基本目標



1 基本理念

この計画では、第9次安城市総合計画が目指す都市像である「ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 安城」を目指すと同時に、以下の3つの視点を重視します。

- ◆ 市民が自助努力していく観点から「生きがい」
- ◆ 市民・地域が共助する社会の構築に向け「ふれあい」
- ◆ 行政が公助のシステムを責任を持って構築する「安心」

本計画は、「生きがい」「ふれあい」「安心」をキーワードとし、地域共生社会の実現を目指します。目指すのは、プライバシーや個人の尊厳が保たれ、健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会です。その実現のため、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を超え、住民や地域の多様な主体が参画します。そして人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創ります。

さらに、一人ひとりが適切な支援を受け、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう『安城市版地域包括ケアシステム』を深化・推進します。「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」を一体的に提供し、住民主体の見守りや健康づくりといった支え合い活動を、専門職、社会福祉協議会、市等の関係者が連携して取り組みます。

こうした考え方を踏まえ、この計画の基本理念を次のように掲げます。

基本理念

健康で、生きがい・ふれあい・安心を育むまち

2 基本目標

基本目標 1 健康・生きがい・つながりづくりによるフレイル予防の推進

高齢者等が、多様な機会や人とのつながりの中で信頼関係を構築し、社会と関わりながら役割を持って生活することができるよう支援します。人や社会との関わりの中で、健康や生きがいづくりに取り組むことができ、困った時にはSOSを出せるなど、安心して生活できる地域づくりを進めます。同時に、若い時期から健康づくりに関心を持って取り組むことができるよう支援するとともに、生涯学習やスポーツ、社会参加等による生きがいづくりを支援し、若い時期からのフレイル予防を推進します。

基本目標 2 地域でふれあい、安心して生活できるまちづくりの推進

高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、住民主体の地域福祉活動や在宅生活への支援、高齢者に適した住まいの整備、災害や犯罪等から高齢者を守る取組等を進めます。

認知症になっても、安心して生活できる地域を実現するため、認知症への正しい理解を深め、他人事ではなく自分事として捉えて関わっていくことができるよう啓発します。

また、家族介護者への支援、医療と介護の連携、権利擁護、多様な相談に応じる体制の充実を進め、地域での生活の継続を支援します。

基本目標 3 介護保険サービスの質の向上と制度の円滑な運用

介護が必要な状態となっても、可能な限り住み慣れた地域や自宅でその人らしい生活を送ることができるよう、中学校区で設定した8つの日常生活圏域を考慮したうえで、介護保険サービス基盤の整備を進めます。

近年、人材の不足が問題視されている介護人材の確保や育成・定着に努めるとともに、介護保険制度の持続可能性の確保の観点から、介護給付等費用適正化事業等に取り組めます。

また、介護保険制度の円滑な運用をめざして、事業者への情報提供を行うとともに、計画に基づく取組の成果の評価を行います。



3 計画の体系

この計画では、以下の通り、ロジックモデルを採用して計画の体系を作成しました。ロジックモデルとは、施策に基づき投入した資源（個別事業）と最終的な成果とのつながりを明確にする手法です。限られた資源を効果的に活用しながら、計画の実効性を高める上で有効な手法です。

基本理念	基本目標	施策	個別事業
健康で、生きがい・ふれあい・安心を育むまち	つながり・健康づくり・生きがいの推進	1-1 健康づくり・フレイル予防の推進【重点】	施策ごとの個別事業は、第4章に掲載しています。
		1-2 生きがいづくりの支援	
		1-3 多様なつながりづくりと孤立の防止	
		1-4 サービス・活動事業の充実	
	地域でふれあい、安心して生活できるまちづくりの推進	2-1 住民主体の地域福祉活動の支援	
		2-2 在宅生活の支援	
		2-3 認知症の人への理解の促進【重点】	
		2-4 認知症施策の推進	
		2-5 介護者に対する支援	
		2-6 医療と介護連携の推進	
		2-7 権利擁護等	
	介護保険サービスの円滑な運用の向上	3-1 的確で質の高いサービスの提供【重点】	
		3-2 介護保険事業の円滑な運営	
		3-3 保険者機能の強化	
		3-4 介護人材の確保・育成・定着【重点】	
		3-5 安心して働ける環境づくり	

計画の体系には、基本理念、基本目標、施策の他に、施策に基づく事業の成果であるアウトカムを記載しています。事業実施後の時間的な経過を踏まえ、初期アウトカム、中間アウトカムおよび最終アウトカムを設定しています。個別事業の活動指標は第4章に記載しています。

初期アウトカム	中間アウトカム	最終アウトカム
高齢者が自らの健康状態に関心を持ち、介護予防に向けた具体的な行動を起こす 高齢者の社会参加が活発化し、自己実現できる高齢者が増える 介護予防のための活動や支援が十分に行われる	フレイル予防、介護予防が進み、要介護認定を受ける時期が遅くなる。 【指標】 ・要介護・要支援認定の新規申請者の平均年齢 ・高齢者の主観的健康観	「健康で、生きがい・ふれあい・安心を育むまち」であると感じている人が多い
地域での見守り体制が確立し、高齢者が安心して在宅生活を継続できる 認知症についての市民の理解が深まり、誰もが認知症を自分ごととして捉えている 介護者も要介護者も孤立することなく、自身が望む生活を維持することができる	要介護状態や認知症になっても、住み慣れた地域や自宅での生活を継続することができる。 【指標】 自分が住む地域は、高齢者が安心して暮らすことのできるまちだと感じる人の割合	
介護保険財政が安定的に運用され、市民が必要なサービスを過不足なく利用できる 介護職員が働きやすい環境になるとともに、利用者が安心してサービスを利用できる環境が実現される	市民や事業者から信頼される、安定的で質の高い介護サービス提供体制が確保されている 【指標】 介護保険制度を正しく理解している市民の割合	



4 重点施策

この計画では、特に注力して課題の解決にあたる取り組みを、重点施策としています。下記のとおり、基本目標ごとに1つ以上の重点施策を設定しています。

基本理念	基本目標	施策
健康で、生きがい・ふれあい・安心を育むまち	つながる健康づくり・生きがいの推進	1-1 健康づくり・フレイル予防の推進【重点】
		1-2 生きがいづくりの支援
		1-3 多様なつながりづくりと孤立の防止
		1-4 サービス・活動事業の充実
	地域でふれあい、安心して生活できるまちづくりの推進	2-1 住民主体の地域福祉活動の支援
		2-2 在宅生活の支援
		2-3 認知症の人への理解の促進【重点】
		2-4 認知症施策の推進
		2-5 介護者に対する支援
		2-6 医療と介護連携の推進
		2-7 権利擁護等
	介護保険サービスの質の向上	3-1 的確で質の高いサービスの提供【重点】
		3-2 介護保険事業の円滑な運営
		3-3 保険者機能の強化
		3-4 介護人材の確保・育成・定着【重点】
		3-5 安心して働ける環境づくり



重点施策1 健康づくり・フレイル予防の推進

高齢化の進行に伴い、生活習慣病や心身機能の低下、低栄養、口腔機能の低下、社会的孤立など、要介護状態につながるリスクを抱える高齢者が増加することが見込まれます。フレイルは、早期に把握し、運動、栄養、口腔、社会参加等の多面的な取組を行うことで、状態の改善や要介護状態への移行・重度化の予防が期待できます。そのため、高齢者が健康を維持し、役割や生きがいを持ちながら、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう取り組みます。



重点施策2 認知症の人への理解の促進

認知症の人の増加が見込まれる中、認知症の人のニーズを重視することが求められています。また、認知症施策は、本人の生活だけでなく、家族介護、医療・介護サービス、権利擁護、地域での見守りなど、幅広い分野に関わる課題です。認知症になっても本人の意思と尊厳が尊重され、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、認知症の人とその家族を地域全体で支える体制づくりに取り組みます。



重点施策3 的確で質の高いサービスの提供

重点施策4 介護人材の確保・育成・定着

介護ニーズの多様化が進む一方、介護人材不足が深刻な状況にあります。地域で必要な介護サービスを安定的に提供し、高齢者が安心して利用できる状態を実現するためには、サービスの質の向上を図るとともに、それを担う人材の確保が不可欠です。的確で質の高いサービスの提供を実現するとともに、介護人材の確保、専門性の向上、働きやすい職場環境の整備などに取り組みます。

第4章 施策・個別事業



基本目標1 健康・生きがい・つながりづくりによるフレイル予防の推進

■施策と個別事業

施策	個別事業	活動指標
1-1 健康づくり・フレイル予防の推進【重点】	後期高齢者医療健康診査・特定健康診査	
	健康相談	
	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	
	介護予防把握事業	
	介護予防普及啓発事業	
	地域介護予防活動支援事業	
	地域リハビリテーション活動支援事業	・地域リハビリテーション活動支援事業実施数（回）
1-2 生きがいづくりの支援	老人クラブへの支援	・老人クラブへ加入への広報回数（回）
	路線バス補助事業	
	あんくるバス運行事業	
	あんくるバス無料乗車証配布事業	
	シルバー人材センターの支援・雇用の場の確保	
	高齢者教室の開催	
	シルバーカレッジの開催	
	地域における高齢者スポーツの推進	
	「農」のある暮らしの促進	
	福祉センター講座の開催	
	ボランティアセンター事業	
	多世代との交流	
1-3 多様なつながりづくりと孤立の防止	市民活動センター事業	
	福祉センターサロンの開催	・福祉センターサロン数（サロン）
	デジタル活用支援	
	高齢者補聴器購入費助成事業	
1-4 サービス・活動事業の充実	訪問型サービス事業	
	通所型サービス事業	
	短期集中型介護予防サービス	・実施事業所数（か所）
	介護予防ケアマネジメント	
	生活支援サービスの体制整備	



初期アウトカム	初期アウトカム指標
高齢者が自らの健康状態に関心を持ち、介護予防に向けた具体的な行動を起こす	介護予防のために日頃何か取り組んでいることがあると答えた市民の数
高齢者の社会参加が活発化し、自己実現できる高齢者が増える	シルバー人材センター新規会員数 ボランティアセンター新規登録者数 老人クラブへの新規加入者数 通いの場への参加者実人数
介護予防のための活動や支援が十分に行われる	要支援1と総合事業対象者の1年後の重症化率

■個別事業の内容

施策１－１ 健康づくり・フレイル予防の推進【重点】

No.	個別事業名	内容	担当課
1-1-1	後期高齢者医療健康診査・特定健康診査	生活習慣病等の疾病予防を目的とした健康診査を実施します。 【対象】後期高齢者医療健康診査：後期高齢者医療制度加入者、特定健康診査：40～74歳の安城市国民健康保険加入者	国保年金課 健康推進課
1-1-2	健康相談	健康上の不安や生活習慣改善等の相談に応じる保健相談と、栄養や食生活改善のための栄養相談を行います。こころの悩みがある家族への接し方に困っている市民に対し、「家族のためのこころホッと相談日」を設けて実施します。	健康推進課
1-1-3	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	医療・健診・介護等のデータを活用した地域の健康課題の分析に基づき、個別的支援（ハイリスクアプローチ）と通いの場への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）を行い、後期高齢者の保健事業と介護予防事業について、一体的に実施します。「介護予防把握事業」（1-1-4）と「地域介護予防活動支援事業」（1-1-6）と連携して実施します。	国保年金課 高齢福祉課 社会福祉協議会 健康推進課
1-1-4	介護予防把握事業	市や地域包括支援センター等で収集した情報（KDBデータ、基本チェックリスト等）を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する人を把握し、介護予防活動へつなげます。また、「通いの場」等において、保健師・リハビリ専門職等によるフレイルチェック等を実施します。	高齢福祉課 国保年金課 健康推進課
1-1-5	介護予防普及啓発事業	老人クラブや町内会等に保健師等を派遣し、介護予防、フレイル予防、健康に関する講話を実施することで、健康に関する正しい知識の普及と介護予防に対する意識の高揚を図ります。また、広報紙やパンフレットを活用した啓発も行います。	高齢福祉課 健康推進課
1-1-6	地域介護予防活動支援事業	すべての福祉センターにおいて介護予防講座（すっきり・しゃっきり健康教室等）を開催します。町内公民館等に体操講師等を派遣し、町内健康体操教室により筋力維持向上のための体操や認知症予防のための指導等を行い、健康づくりへの意識高揚を図り、要介護状態等になることを予防します。	高齢福祉課 社会福祉協議会
1-1-7	地域リハビリテーション活動支援事業	地域の介護予防活動の担い手の育成や支援を必要とする人への対応力の向上、介護予防の取り組みを強化するため、住民主体の「通いの場」へのリハビリ専門職等による助言を実施します。また、高齢者の自立した生活を実現するため、地域包括支援センターが介護予防アセスメントをする際にリハビリ専門職が同行訪問し、適切なアセスメント、目標設定等を支援します。	高齢福祉課

施策１－２ 生きがいつくりの支援

No.	個別事業名	内容	担当課
1-2-1	老人クラブへの支援	高齢者の老後の生活を健全で豊かなものにするため、会員の教養の向上、健康の増進、レクリエーション、地域社会との交流を総合的に実施できるよう支援します。	高齢福祉課
1-2-2	路線バス補助事業	市民の移動手段の確保を図るため、赤字路線であることから存続が困難とされている民間バス路線に対して、支援（補助金の交付）を行い、高齢者をはじめとする市民の移動手段である路線バスの運行の存続を支援します。	都市計画課
1-2-3	あんくるバス運行事業	高齢者をはじめとする市民の移動手段であるあんくるバスを継続して運行します。	都市計画課
1-2-4	あんくるバス無料乗車証配布事業	あんくるバスの乗車料金相当額を助成して無料とすることにより、社会参加を促進します。 【対象】75歳以上の高齢者	高齢福祉課
1-2-5	シルバー人材センターの支援・雇用の場の確保	自らの生きがいの充実や地域社会の発展に貢献したいと望んでいる高齢者に対して、臨時的かつ短期的な仕事等を提供します。 【対象】定年退職者等で、60歳以上の健康でシルバー人材センターの理念に賛同する人	高齢福祉課
1-2-6	高齢者教室の開催	地区公民館において、生きがいを求める学習、健康づくり・介護予防につながる学習の機会を提供します。 【対象】概ね65歳以上の市民	生涯学習課
1-2-7	シルバーカレッジの開催	幅広いカリキュラムで2年間（年23回程度）の連続講座を開催します。 【対象】60歳以上の市民	生涯学習課
1-2-8	地域における高齢者スポーツの推進	スポーツをすることで、現在の健康を保持・増進することを目的として、「シルバースクール」「歩け・ランニング運動」「おはよう！ふれあいラジオ体操会」等の事業を実施します。	スポーツ課
1-2-9	「農」のある暮らしの促進	生きがいつくりや健康づくりを促進するため、アグリライフ支援センターで野菜づくり入門コース（各講座全32回）を開催します。	農務課
1-2-10	福祉センター講座の開催	生きがいつくりと社会参加を促進するため、各福祉センターで幅広い講座を開催します。	社会福祉協議会
1-2-11	ボランティアセンター事業	ボランティアの協力（派遣）を希望する人や機関との連絡調整をはじめ、ボランティア活動者の育成、福祉教育の推進、ボランティア活動の啓発などを行います。	社会福祉協議会
1-2-12	多世代との交流	高齢者が持つ豊かな経験や知恵を活かし、地域での社会参加を支援します。学校や保育園、地域の催しなど、様々な「場」で子どもたちを含む多世代と交流できる機会を創出することで、世代間のつながりを育み、高齢者の生きがいつくりを促進します。	高齢福祉課

施策１－３ 多様なつながりづくりと孤立の防止

No.	個別事業名	内容	担当課
1-3-1	市民活動センター事業	市民が気軽に市民活動やボランティア活動に参加するきっかけづくりと、市民活動団体の活動を支援します。	市民協働課
1-3-2	福祉センターサロンの開催	福祉センターの利用者や地域の高齢者を対象に、居場所や仲間づくり、地域サロンの担い手の養成を目的としてサロンを開催します。	社会福祉協議会
1-3-3	デジタル活用支援の実施	高齢者をはじめ誰もが、社会のデジタル化から取り残されることなく、その利便性を享受し豊かな生活を送れるよう、デジタル活用を支援するための環境整備を進めます。	デジタル推進課
1-3-4	高齢者補聴器購入費助成事業	加齢に伴い聴力が低下した高齢者のうち、聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない方や、他の法令等による購入費用の助成を受けていない方等を対象に、円滑なコミュニケーションの維持と社会参加の継続を支援するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。	高齢福祉課

施策１－４ サービス・活動事業の充実

No.	個別事業名	内容	担当課
1-4-1	訪問型サービス事業	要支援認定者及び事業対象者に、ホームヘルパー、地域住民やボランティアが自宅を訪問して、日常生活での生活援助等のサービスを提供します。	高齢福祉課
1-4-2	通所型サービス事業	要支援認定者及び事業対象者に、通所型サービス事業者や住民団体で開催する「通いの場」等で生活機能の向上を目指したサービスを提供します。	高齢福祉課
1-4-3	短期集中型介護予防サービス	日常生活に支障のある生活行為を改善し、介護予防に取り組めるようリハビリの専門職が３か月～６か月の短期間に集中して支援します。なお、効果を高めるため、サービス終了時に地域の「通いの場」につなげるなど活動的な生活を送れるよう、地域包括支援センター、生活支援コーディネーターと連携し実施します。	高齢福祉課
1-4-4	介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センターが要支援認定者及び事業対象者に対して、総合事業によるサービス等が適切に提供できるように、自立支援の視点によるアセスメントやケアプランの作成等ケアマネジメントを行います。	高齢福祉課
1-4-5	生活支援サービスの体制整備	生活支援コーディネーターを中心に、日常生活圏域において生活支援ネットワーク会議を開催して高齢者の生活ニーズ等を協議し、地域資源の発掘と介護予防・生活支援サービスの創出を行います。	高齢福祉課 社会福祉協議会



基本目標２ 地域でふれあい、安心して生活できるまちづくりの推進

■施策と個別事業

施策	個別事業	活動指標
2-1 住民主体の地域福祉活動の支援	地区社協の活動の支援	
	町内福祉委員会の活動の支援	
	地域見守り活動の推進	
	サロンの開催支援	・月1回以上開催のサロン数（団体）
	住民組織と福祉団体・福祉事業者とのマッチング	
	高齢者地域生活支援促進事業	
	移動支援活動用車両の貸出	
	高齢者見守り事業者ネットワーク事業	
	生活支援・見守り協力店事業	
2-2 在宅生活の支援	高齢者タクシー料金助成	
	車いす移送車サルビア号貸出事業	
	車いす貸出事業	
	寝具乾燥事業	
	訪問理容サービス事業	
	障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置	
	高齢者軽度生活援助事業	
	日常生活用具給付貸与事業	
	友愛訪問事業	
	福祉電話事業（電話訪問サービス）	
	緊急通報装置設置事業	
	鍵の預かり事業	
	高齢者給食サービス事業	・給食サービス業者数（か所）
	高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業	
	人にやさしい住宅リフォーム費助成事業	
	家具転倒防止器具取付事業	
	市営住宅建設事業	
	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく各制度の周知	
	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等に基づく取組の推進	
	高齢者中短期入所生活支援事業	
	地域ぐるみの防災活動の推進	
	地区防災計画策定支援事業	
	避難行動要支援者支援制度の啓発	
	防犯啓発活動の推進	
	交通安全啓発活動の推進	
	あんしんふれあい収集事業	

初期アウトカム	初期アウトカム指標
地域での見守り体制が確立し、高齢者が安心して在宅生活を継続できる	介護保険以外の支援・サービスを利用している高齢者の割合

施策	個別事業	活動指標
2-3 認知症の人への理解の促進【重点】	認知症サポーターの養成と活用	・ 認知症サポーター養成講座修了者数（累計：人） ・ 認知症サポーターステップアップ講座修了者数（累計：人）
	認知症カフェの充実	
	認知症に関する普及啓発	・ おれんじフェスタ開催回数（回） ・ SNS等を活用した啓発回数（回）
	思いやり企業登録事業	
2-4 認知症施策の推進	認知症初期集中支援推進事業	
	認知症高齢者見守り事業	
	従事者向け認知症対応力向上研修等の実施	
2-5 介護者に対する支援	在宅ねたきり高齢者等介護人当事業	
	おむつ費用助成事業	
	介護者のつどい	
	家庭介護のためのハートフルケアセミナーの開催	
2-6 医療と介護連携の推進	多職種連携のための人材育成研修	・ 研修回数（回）
	看取り体制構築のための研修と市民啓発	
	在宅医療に関する普及啓発	
	地域ケア会議	
	ICT を活用した情報連携	
2-7 権利擁護等	高齢者虐待防止の推進	
	老人保護措置事業	
	成年後見制度利用支援事業（市長申立て）	・ 申立て人数（人）
	成年後見支援事業（相談支援、啓発及び法人後見事業）	
	福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業	

初期アウトカム	初期アウトカム指標
認知症についての市民の理解が深まり、誰もが認知症を自分ごととして捉えている	認知症の人が自分らしく暮らせるまちになっていると思う人の割合 「新しい認知症観」の認知度 認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座 修了者数
家族介護者が、孤立することなく、自身の生活や健康を維持しながら介護を継続することができる	おむつ費用の助成を受けている人数（人） 家庭介護のためのハートフルケアセミナーの延べ参加者数（人）

■個別事業の内容

施策２－１ 住民主体の地域福祉活動の支援

No.	個別事業名	内容	担当課
2-1-1	地区社協の活動の支援	住民主体の地域福祉活動を推進するための事業を実施している地区社協の活動を支援します。	社会福祉協議会
2-1-2	町内福祉委員会の活動の支援	住民主体の地域福祉活動を推進するため、町内福祉委員会の活動を支援します。	社会福祉協議会
2-1-3	地域見守り活動の推進	安心して暮らせる地域づくりを進めるため、町内福祉委員会を中心とした近隣住民による見守り活動の推進を図ります。	社会福祉協議会
2-1-4	サロンの開催支援	地域住民相互の交流や仲間づくり、介護予防、地域での見守り活動の推進のため、町内福祉委員会及び地域ボランティアグループによる身近な地域でのサロン等の開催を支援します。	社会福祉協議会
2-1-5	住民組織と福祉団体・福祉事業者とのマッチング	町内福祉委員会やボランティア、福祉団体、福祉事業者、NPO等の団体や個人を結びつけることにより、各団体の活動の活性化、有益な関係性の構築を図ります。	高齢福祉課 社会福祉協議会
2-1-6	高齢者地域生活支援促進事業	サロンや体操教室、ごみ出しなど介護予防・生活支援を目的とする主体的な住民活動を対象に補助金を交付し支援します。	高齢福祉課
2-1-7	移動支援活動用車両の貸出	移動に不安を抱える高齢者の外出を支援する地域団体等に、自動車が無償で貸し出すことにより高齢者が安全に外出や社会活動に参加できる環境を整えます。	高齢福祉課
2-1-8	高齢者見守り事業者ネットワーク事業	市、社協、協力事業者が相互に連携を図り、協力事業者が通常の事業活動の中で異変のある高齢者及び支援を必要とする高齢者を早期に発見するなど、地域社会全体で高齢者を見守る体制を構築します。	高齢福祉課
2-1-9	生活支援・見守り協力店事業	地域内にある店舗や事業所等の協力を求め、町ぐるみで高齢者等の見守り支援や生活支援を行えるよう地域におけるネットワークを拡げます。	社会福祉協議会

施策２－２ 在宅生活の支援

No.	個別事業名	内容	担当課
2-2-1	高齢者タクシー料金助成	一般タクシーの利用料金の一部を助成します。 【対象】要介護又は要支援で車を運転できない在宅高齢者 車椅子用昇降機やストレッチャー用昇降機を装備したタクシーの利用料金の一部を助成します。 【対象】要介護１以上で、通常の自動車に乗れない在宅高齢者	高齢福祉課
2-2-2	車いす移送車サルビア号貸出事業	車いす移送車の貸出しを各福祉センターで行い、外出を支援します。	社会福祉協議会
2-2-3	車いす貸出事業	一時的に車いすが必要な人に対し、１か月を限度に車いすを無償で貸し出します。	社会福祉協議会
2-2-4	寝具乾燥事業	布団及び毛布の殺菌・乾燥・水洗いを行います。 【対象】６５歳以上のねたきりの人、ひとり暮らし認定高齢者、認知症高齢者、高齢者世帯	高齢福祉課

No.	個別事業名	内容	担当課
2-2-5	訪問理容サービス事業	自宅へ理容師が出張し、理髪（洗髪を除く）及びひげそりを行います。利用券を最大年6回分交付します。 【対象】在宅ねたきり高齢者等介護人手当の受給者が介護している高齢者	高齢福祉課
2-2-6	障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置	利用者負担額における障害者施策との不均衡を是正するため、経過措置として利用者負担額を軽減します。 【対象】低所得であって、障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた人等	高齢福祉課 障害福祉課
2-2-7	高齢者軽度生活援助事業	外出の付添い、食事の支度、草取り、庭木の手入れ等をシルバー人材センター会員が高齢者本人と一緒にいきます。 【対象】ひとり暮らし認定高齢者又は高齢者のみの世帯に属し、日常生活を営むうえで支障がある人（所得制限有り）。	高齢福祉課
2-2-8	日常生活用具給付貸与事業	65歳以上のひとり暮らし認定高齢者に住宅用火災警報器を給付します。退院等により介護が必要な要介護1以下の人（所得制限有り）に介護支援ベッドを貸与します。 市、社協、福祉センター及び地域包括支援センター等において、65歳以上で歩行に支障のある人を対象に、歩行支援用の杖を、1人1本を限度に無料で給付します。	高齢福祉課
2-2-9	友愛訪問事業	安否の確認や話し相手として、地区の老人クラブ会員が週2回程度訪問します。 【対象】近所づきあいや地域での交流の少ない65歳以上のひとり暮らし認定高齢者	高齢福祉課
2-2-10	福祉電話事業（電話訪問サービス）	民生委員やボランティアが、週に1回電話をかけ、安否の確認を行います。 【対象】継続して安否の確認を必要とするひとり暮らし認定高齢者	高齢福祉課
2-2-11	緊急通報装置設置事業	緊急通報装置を電話回線に取付け、急病等の緊急通報を受けた場合は、速やかに対応します。 【対象】75歳以上のひとり暮らし認定高齢者や65歳以上の要介護認定者及び発作性の病気にかかっている人等	高齢福祉課
2-2-12	鍵の預かり事業	自宅玄関の合鍵を預かり保管するとともに、市や社協等が行う安否確認や紛失時等に対応します。 【対象】ひとり暮らし高齢者・障害者等で希望する人	社会福祉協議会
2-2-13	高齢者給食サービス事業	食の自立の観点から、十分なアセスメントを行ったうえで計画的に提供するとともに、安否の確認をします。 【対象】在宅で65歳以上のひとり暮らし高齢者、70歳以上の高齢者のみの世帯、65歳以上のみの世帯で障害者世帯又は要介護認定者がいる世帯もしくは、日中独居世帯	高齢福祉課
2-2-14	高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業	対象の高齢者に生活援助員を派遣して、生活指導、相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供し、在宅生活を支援します。 【対象】高齢者世話付の県営住宅に居住する高齢者	高齢福祉課 社会福祉協議会

No.	個別事業名	内容	担当課
2-2-15	人にやさしい住宅リフォーム費助成事業	住宅改修に要する費用について、10万円を限度に助成します。 【対象】住宅改修が必要なひとり暮らし認定高齢者、高齢者世帯（ともに所得税非課税）、要介護認定者等で運動器の機能に支障のある人	高齢福祉課
2-2-16	家具転倒防止器具取付事業	対象者の申請に基づき、住居の中で利用頻度の高い寝室、居間等の家具に、家具転倒防止器具を取り付けます。 【対象】65歳以上のひとり暮らし高齢者、65歳以上の高齢者のみの世帯	高齢福祉課
2-2-17	市営住宅建設事業	加齢による身体機能の低下や障害が生じた場合にも住み続けることができるよう、老朽化した市営住宅の建替において「段差解消」「手すり設置」「非常用ブザー設置」等の整備を推進します。	建築課
2-2-18	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく各制度の周知	高齢者が安心して生活できるよう、住まい・介護・福祉の関係者と連携し、サービス付き高齢者向け住宅やバリアフリーに対応した住宅、住宅改修等の住まいに関する情報を提供します。	建築課 高齢福祉課
2-2-19	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等に基づく取組の推進	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等に基づく事業などの周知・啓発のため、関係者への情報提供に努めます。	建築課 高齢福祉課
2-2-20	高齢者中短期入所生活支援事業	養護老人ホーム内の居室を利用し、一時的な居住機能及び生活支援機能を、高齢者に対し総合的に提供することで、高齢者が安心して健康で明るい生活を送ることができるよう、また、家族の養護負担の軽減を図ることができるよう支援します。	高齢福祉課
2-2-21	地域ぐるみの防災活動の推進	全自主防災組織で訓練を行うとともに、自発的な訓練を実施できるよう働きかけ、地域ぐるみの防災活動を推進します。	危機管理課
2-2-22	地区防災計画策定支援事業	防災対策の基本となる「自助」の意識の向上と地域コミュニティの「共助」による防災活動の推進に繋げるため、自主防災組織が主体となる地区防災計画の策定を行います。	危機管理課
2-2-23	避難行動要支援者支援制度の啓発	災害時に自力で避難することが困難な要支援者が的確な支援を受けることができるよう、避難行動要支援者支援制度の啓発を行い、個別避難計画の作成に取り組みます。また、日頃の見守り活動にも活用できるよう、地域の支援者との情報共有を継続して行います。	社会福祉課 危機管理課
2-2-24	防犯啓発活動の推進	高齢者を対象とした防犯教室を開催するとともに、防犯ボランティアリーダーによる地域での啓発活動により、高齢者に様々な防犯活動への参加の機会を提供します。	市民安全課
2-2-25	交通安全啓発活動の推進	高齢者を対象とした交通安全教室を開催するとともに、交通安全リーダー及び各老人クラブ会員の希望者を対象とした交通安全研修会を開催することにより、交通安全意識の高揚を図り、交通事故撲滅を図ります。	市民安全課

No.	個別事業名	内容	担当課
2-2-26	あんしんふれあい収集事業	自らごみをごみステーションまで持ち出すことが困難であり、かつ世帯員全員が要介護1以上の世帯を対象に、市の職員が自宅の玄関先等から直接ごみを収集します。また、収集時に希望に応じて声かけによる安否確認を行います。	ごみ資源循環課

施策2-3 認知症の人への理解の促進【重点】

No.	個別事業名	内容	担当課
2-3-1	認知症サポーターの養成と活用	キャラバン・メイト養成研修修了者が、地域や職域の集まり、学校、児童クラブ等に出向き認知症サポーター養成講座を開催します。また、認知症サポーターに「ステップアップ講座」を開催し、支え手として地域における活躍の場をつくりま	高齢福祉課
2-3-2	認知症カフェの推進	認知症の人とその家族、地域住民、専門職の誰もが気軽に参加でき、集う場所としての認知症カフェの継続と充実を図ると同時に、新たなカフェの開設支援、担い手の養成、マッチングを行います。	高齢福祉課
2-3-3	認知症に関する普及啓発	認知症チェックリストや相談先、認知症の段階ごとに利用できるサービスや制度をまとめた認知症ケアパスを配布・活用し、普及啓発を図っていきます。また、認知症地域支援推進員とともに広い世代に認知症について知ってもらうため、認知症月間（9月）に併せたイベント等による啓発活動を行います。さらに、認知症の人が活躍できる機会を作り、本人発信を支援します。	高齢福祉課
2-3-4	思いやり企業登録事業	認知症の方やそのご家族を温かく支えるお店や会社を『あんじょう認知症“思いやり”企業』として認定し、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちを推進します。	高齢福祉課

施策2-4 認知症施策の推進

No.	個別事業名	内容	担当課
2-4-1	認知症初期集中支援推進事業	認知症専門医、看護師、社会福祉士等の専門職で構成される「認知症初期集中支援チーム」が、早期診断・早期対応に向け、関係機関との連携により医療機関への受診や介護サービスにつながるよう認知症の人とその家族を支援します。	高齢福祉課
2-4-2	認知症高齢者見守り事業	行方不明高齢者等の早期発見及び保護のため、「見つかるつながるネットワーク」や「GPSシステム」で市民、警察、関係機関と連携・協力しています。また、「認知症高齢者等個人賠償責任保険」により認知症の人とその家族が安心して在宅生活を行う支援をします。これらの施策に加え「認知症高齢者捜索・声かけ模擬訓練」を実施することにより、対応力の向上と「見つかるつながるネットワーク」の普及啓発を図ります。	高齢福祉課

No.	個別事業名	内容	担当課
2-4-3	従事者向け認知症対応力向上研修等の実施	認知症支援に従事する医療機関、介護事業所職員向けの認知症対応力向上や多職種連携の推進を図る研修等を、認知症初期集中支援チーム、在宅医療サポートセンター等と連携し実施します。	高齢福祉課

施策２－５ 介護者に対する支援

No.	個別事業名	内容	担当課
2-5-1	在宅ねたきり高齢者等介護人手当事業	在宅ねたきり高齢者等を介護している人の労をねぎらうために、介護人手当を支給します。 【対象】市内居住の６５歳以上で３か月以上ねたきり又は同程度の介護を要する認知症状態が続いている人を介護している人	高齢福祉課
2-5-2	おむつ費用助成事業	福祉の増進を図るため、市内の指定した薬局で利用できるおむつ費用助成利用券を交付します。 【対象】在宅ねたきり高齢者介護人手当の受給者でおむつの必要な高齢者を介護している人	高齢福祉課
2-5-3	介護者のつどい	介護者が日頃の悩みや不安を相談するとともに、レクリエーションや講座等を行い、お互いの情報交換や仲間づくりの場を提供します。	社会福祉協議会
2-5-4	家庭介護のためのハートフルケアセミナーの開催	介護者及び介護に関心のある人を対象に、介護の基本的な技術や知識の習得、介護予防の知識の普及等を図る介護教室を開催します。	高齢福祉課 社会福祉協議会

施策２－６ 医療と介護連携の推進

No.	個別事業名	内容	担当課
2-6-1	多職種連携のための人材育成研修	「顔の見える関係」をつくり、医療・介護・福祉の専門職種間の相互理解を深め、連携を推進するための研修を実施します。重点的なテーマは、看取り、ＡＣＰ（人生会議）、認知症支援施策、災害時や感染症対策とします。	高齢福祉課
2-6-2	看取り体制構築のための研修と市民啓発	看取り体制の構築のため、専門職におけるＡＣＰ（人生会議）の理解や取り組み方法、情報の共有等の体制を構築します。また、市民にガイドブック等を配布し、ＡＣＰ（人生会議）に取り組めるよう支援します。	高齢福祉課
2-6-3	ICT を活用した情報連携	「サルビー見守りネット」を活用した情報連携のほか、オンライン会議を活用した入院・退院カンファレンスやサービス担当者会議を実施できる体制整備を推進します。	高齢福祉課
2-6-4	地域ケア会議	「地域ケア個別会議」「地域ケア地区会議」「地域ケア推進会議」を通じて、地域の課題の把握と解決策を行政施策に反映できるシステムを市内全域で展開します。	高齢福祉課
2-6-5	在宅医療に関する普及啓発	相談窓口や活用方法等、在宅医療に関する情報について、市公式ウェブサイトへの掲載、「在宅医療ガイドブック」の配布・活用、まちかど講座の開催等により普及啓発を行います。広く市民に周知するために在宅医療に関する講演会等を開催します。	高齢福祉課

施策２－７ 権利擁護等

No.	個別事業名	内容	担当課
2-7-1	高齢者虐待防止の推進	虐待の防止及びその早期発見のため、市や地域包括支援センターが中心となり、民生委員、地区社協、介護保険サービス事業所と連携し、高齢者の虐待防止を推進します。また、広報紙や介護保険事業者連絡調整会議等で通報の重要性について啓発を行います。	高齢福祉課
2-7-2	老人保護措置事業	対象となる高齢者について、養護老人ホーム等への入所等の措置を行うことで、心身の健康の保持及び生活の安定を図ります。 【対象】環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な、原則として６５歳以上の高齢者	高齢福祉課
2-7-3	成年後見制度利用支援事業（市長申立て）	特別の理由がある場合に限り、親族に代わり市長が成年後見制度（法定後見制度）の利用の申立てを行います。また、成年後見人等への報酬を支払うことが困難である生活保護受給者等に対し、報酬分を助成します。 【対象】６５歳以上で認知症等により判断能力が不十分なため、申立てを行うことが困難であり、かつ親族等がいない人	高齢福祉課
2-7-4	成年後見支援事業（相談支援、啓発及び法人後見事業）	認知症等により判断能力の不十分な人の権利を守るための成年後見制度を市民に広く周知するとともに、制度に関する相談や助言を行います。社協に中核機関事業を委託し、成年後見制度の利用促進を図ります。また、家庭裁判所の審判に基づき、社協が法人として後見業務を行います。	社会福祉協議会 高齢福祉課
2-7-5	福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業	頼れる身寄りがいない高齢者等や判断能力が不十分な者に対し、日常生活支援等を行います。	社会福祉協議会



基本目標 3 介護保険サービスの質の向上と制度の円滑な運用

■施策と個別事業

施策	個別事業	活動指標
3-1 的確で質の高いサービスの提供【重点】	介護給付等費用適正化事業	・ケアプランチェック実施事業者数（か所／年）
	介護サービス事業者等への指導・監督	・介護サービス事業者等への運営指導年間計画に対する実施割合（％）
	介護サービス相談員派遣事業	
	介護保険制度趣旨普及事業	
	デジタル活用による介護保険事務の効率化	
3-2 介護保険事業の円滑な運営	介護保険・地域包括支援センター運営協議会	
	地域密着型サービス等運営委員会	
	介護保険事業者連絡調整会議	
	介護保険利用者負担額軽減措置事業	
	社会福祉法人による利用者負担額軽減制度事業	
3-3 保険者機能の強化	あんジョイプラン進捗状況管理	
	介護保険事業の改善報告事業	
	基本方針の周知啓発事業	
3-4 介護人材の確保・育成・定着【重点】	介護人材確保に関する意見交換会の実施	
	多様な人材確保に向けた支援	・介護の仕事の啓発活動回数（回）
	介護人材就労支援	
	介護関連資格取得等補助	
	介護現場の生産性向上事業	
3-5 安心して働ける環境づくり	介護の職場環境改善支援	
	カスタマーハラスメントへの適切な対応促進	
	ケアマネジャーの活動しやすい環境づくり	

初期アウトカム	初期アウトプット指標
介護保険財政が安定的に運用され、市民が必要なサービスを過不足なく利用できる	総給付費と計画値の乖離率 介護保険制度の認知度
介護職員が働きやすい環境になるとともに、利用者が安心してサービスを利用できる環境が実現される	介護現場の生産性向上に係る取組実施事業所数 介護人材資質向上研修参加者数

■個別事業の内容

施策３－１ 的確で質の高いサービスの提供【重点】

No.	個別事業名	内容	担当課
3-1-1	介護給付等費用適正化事業	主要事業と位置づけられた「認定調査状況チェック」「ケアプランチェック」「住宅改修等の点検」「医療情報との突合・縦覧点検」等を行います。	高齢福祉課
3-1-2	介護サービス事業者等への指導・監督	市が保険者として制度説明等を行う集団指導だけでなく、介護報酬請求について指導する運営指導を行います。また、指定基準違反や不正請求の疑いが認められる場合は、監査を行います。	高齢福祉課
3-1-3	介護サービス相談員派遣事業	介護サービス相談員が介護サービス事業所等を訪問し、事業者と利用者の橋渡し役として、サービス利用者の話を聴きます。このような活動を通し、サービス利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、介護サービスの質の向上を図ります。	高齢福祉課
3-1-4	介護保険制度趣旨普及事業	介護保険制度について広報紙への掲載、市民向け手引きの作成、事業所マップ等の作成により、最新の情報を提供します。また、まちかど講座、市公式ウェブサイト等を通じて、市民への周知を図ります。	高齢福祉課
3-1-5	デジタル活用による介護保険事務の効率化	デジタル技術の活用により、介護保険事務における市民・事業者の利便性向上と行政の事務負担軽減を図ります。国が推進する電子申請・届出システムの利用促進や、主治医意見書等のオンラインでの授受を進め、将来の国の介護情報基盤の活用も見据えた庁内業務全体の効率化と迅速化を推進します。	高齢福祉課

施策３－２ 介護保険事業の円滑な運営

No.	個別事業名	内容	担当課
3-2-1	介護保険・地域包括支援センター運営協議会	介護保険の運営状況、あんジョイプランの進捗管理、地域包括支援センターの運営に関して協議します。	高齢福祉課
3-2-2	地域密着型サービス等運営委員会	地域密着型サービスの指定や指定基準、介護報酬の設定等について協議します。	高齢福祉課
3-2-3	介護保険事業者連絡調整会議	保険者として、介護サービス事業者等へ集団指導と情報提供を行います。	高齢福祉課
3-2-4	介護保険利用者負担額軽減措置事業	収入や預貯金等が一定条件にあてはまる低所得の人については、在宅サービスを利用した時の自己負担を軽減します。（市独自の軽減制度）	高齢福祉課
3-2-5	社会福祉法人による利用者負担額軽減制度事業	世帯全員が市民税非課税であって、世帯収入や預貯金等が一定条件にあてはまる人については、軽減を実施している社会福祉法人等が行うサービスを利用した時の自己負担を軽減します。	高齢福祉課

施策３－３ 保険者機能の強化

No.	個別事業名	内容	担当課
3-3-1	あんジョイプラン進捗状況管理	毎年度実績値を把握し、計画値と乖離(かいり)している部分の要因を考察します。	高齢福祉課
3-3-2	介護保険事業の改善報告事業	「見える化」システムを活用して、現状把握と地域分析を行い、介護保険事業の課題や改善点を把握し、市公式ウェブサイトを通じて公表します。	高齢福祉課
3-3-3	基本方針の周知啓発事業	高齢者の自立支援、重度化防止等に資することを目的としてケアマネジメントが行われるよう、安城市におけるケアマネジメントに関する基本方針を示し、介護保険制度の根幹であるケアマネジメントのあり方を保険者と介護支援専門員で共有し、より良い介護保険事業の運営を目指します。	高齢福祉課

施策３－４ 介護人材の確保・育成・定着【重点】

No.	個別事業名	内容	担当課
3-4-1	介護人材確保に関する意見交換会の実施	介護人材不足の課題に官民共同で取り組むため、市と介護サービス事業所等が連携して意見交換を行い、介護人材確保、離職防止、業務効率化に向けた具体的な取り組みについて検討します。	高齢福祉課
3-4-2	多様な人材確保に向けた支援	介護の仕事について幅広い年代に周知啓発し、市民の関心を高め、介護人材の確保につながるよう努めます。	高齢福祉課
3-4-3	介護人材就労支援	介護人材確保のため、介護事業所で働く人の就労支援を検討・推進します。 あわせて、高齢者の生活支援の担い手となるあんジョイ生活サポーターを養成します。	高齢福祉課
3-4-4	介護関連資格取得等補助	介護関連資格取得等にかかる経費に対し、補助金を交付することにより、職員のキャリアアップを支援します。	高齢福祉課
3-4-5	介護現場の生産性向上	ケアプランデータ連携システムの普及と活用を促進し、ケアマネジャーと介護事業所等の情報連携基盤を強化することで、切れ目のない支援体制の構築を目指します。	高齢福祉課

施策３－５ 安心して働ける環境づくり

No.	個別事業名	内容	担当課
3-5-1	介護の職場環境改善支援	介護職員が安心して働き続けられる職場環境を実現するため、介護サービス事業所が自主的に実施するハラスメント対策や業務効率化研修等の費用を補助します。事業所による業務プロセスの見直しや職場環境改善の取組を支援します。	高齢福祉課

No.	個別事業名	内容	担当課
3-5-2	カスタマーハラスメントへの適切な対応促進	利用者と事業者の相互理解に基づき、適切なサービス提供が行われる環境を目指します。法令で義務付けられるカスタマーハラスメント対策が適切に講じられるよう、国が示す指針等の周知徹底や、既存の会議体を活用した啓発に努めます。	高齢福祉課
3-5-3	ケアマネジャーの活動しやすい環境づくり	ケアマネジャー（介護支援専門員）が専門性を十分に発揮し、質の高いケアマネジメントを提供できる環境を整備するため、市民及びサービス利用者に対してケアマネジャーの役割に関する理解促進を図ります。これにより、ケアマネジャーの業務負担を軽減し、利用者と事業者が良好な関係を構築することを目指します。	高齢福祉課

第5章 安城市認知症施策推進計画



1 計画の目的

近年、我が国の認知症の人の数は増加しており、令和 22（2040）年には高齢者の 3.3 人に 1 人が認知症となることが見込まれています。こうした状況下では、認知症はもはや他人事ではなく、自分事として理解していく必要があります。

国は令和 5 年 6 月に認知症基本法を成立させ、その第 1 条において、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、支え合いながら生きる「共生社会」を実現するという目的を明確化しました。加えて、国は、認知症になっても一人ひとりが個人として住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという「新しい認知症観」を提唱しています。

一人ひとりが「新しい認知症観」を理解し、認知症の人が自らの意思によって、多様な主体と共に日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会を創り上げていく必要があります。

本市においては、これまでも「あんジョイプラン」の中に認知症の人への施策を位置づけて推進してきました。

「あんジョイプラン 11」においても、これまでと同様に認知症施策を位置づけて進めてまいりますが、認知症基本法の趣旨を踏まえるとともに、「新しい認知症観」の普及、さらには本人の意思を尊重した施策を進めていくため、「安城市認知症施策推進計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけと期間

- この計画は、認知症基本法第 13 条に基づく「市町村認知症施策推進計画」として策定しました。
- この計画の期間は、介護保険事業計画と同様、令和 9（2027）年度から令和 11（2029）年度までの 3 年間とします。



3 施策のねらい

1 認知症に対する理解の深化

認知症は誰もがなり得るものであるため、疾病の有無に関わらず、お互いに支え合う関係性の構築を目指し、当事者の声を反映した「新しい認知症観」の理解を推進します。特に、次代を担う若い世代への啓発に注力し、認知症を身近なものとして捉える視点と、正しい知識の定着を図ります。

2 認知症予防と早期の気づきと対応の推進

国の認知症施策における「予防」とは、「発症を遅らせる」「進行を緩やかにする」ことを指します。そのために有効とされる、運動不足の改善や生活習慣病予防、社会参加による孤立防止や役割の保持に向け、高齢者が身近に通える「集いの場」や健康づくりの場を提供します。

また、認知症の早期の気づきの対応に向けて、地域包括支援センターと認知症初期集中支援チームが緊密に連動できる相談体制の充実に努めます。あわせて、早期の気づきを促すための効果的な手法や具体的な支援方法について、継続的な検討を進めていきます。

3 認知症バリアフリーの推進と社会参加支援

本人や家族が希望を持って自分らしく暮らせるよう、安心して過ごせる居場所づくりと社会参加を支援します。若年性認知症の人へのサポートを含め、お互いを尊重し合える地域づくりを進めます。また、日常生活の障壁を減らす「認知症バリアフリー」を推進し、すべての人にとって暮らしやすい社会を目指します。

4 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

医療・介護等に携わる専門職が、認知症の症状や進行度を理解し、症状の変化に応じて適切なサービスが受けられるよう医療・介護等の質の向上を図っていきます。

また、介護者への支援として、介護者同士の交流や相談ができる場を提供します。

5 意思決定支援及び権利利益の保護

本人が、自らの意思によって日常生活を送ることができるよう、本人の意思決定への適切な支援と権利や利益の保護のための取組を行います。

また、本人による意思決定の重要性への理解を深めるとともに、本人が意思表示や情報発信する場作りを検討します。

■認知症施策推進計画関連事業（再掲）

1 認知症に対する理解の深化

個別事業名	内容	掲載
認知症サポーターの養成と活用	キャラバン・メイト養成研修修了者が、地域や職域の集まり、学校、児童クラブ等に出向き認知症サポーター養成講座を開催します。また、「チームオレンジ」の充実に向けて、認知症サポーターに「ステップアップ講座」を開催し、支え手として地域における活躍の場をつくります。	P51 2-3-1
認知症に関する普及啓発	認知症チェックリストや相談先、認知症の段階ごとに利用できるサービスや制度をまとめた認知症ケアパスを配布・活用し、普及啓発を図っていきます。 また、認知症地域支援推進員とともに広い世代に認知症について知ってもらうため、認知症月間（9月）に併せたイベント等による啓発活動を行います。 さらに、認知症の人が活躍できる機会を作り、本人発信を支援します。	P51 2-3-3

2 認知症予防と早期の気づきと対応の推進

個別事業名	内容	掲載
地域介護予防活動支援事業	すべての福祉センターにおいて介護予防講座（すっきり・しゃっきり健康教室等）を開催します。町内公民館等に体操講師等を派遣し、町内健康体操教室により筋力維持向上のための体操や認知症予防のための指導等を行い、健康づくりへの意識高揚を図り、要介護状態等になることを予防します。	P40 1-1-6
認知症初期集中支援推進事業	認知症専門医、看護師、社会福祉士等の専門職で構成される「認知症初期集中支援チーム」が、早期診断・早期対応に向け、関係機関との連携により医療機関への受診や介護サービスにつながるように認知症の人とその家族を支援します。	P51 2-4-1

3 認知症バリアフリーの推進と社会参加支援

個別事業名	内容	掲載
高齢者見守り事業者ネットワーク事業	市、社協、協力事業者が相互に連携を図り、協力事業者が通常の事業活動の中で異変のある高齢者及び支援を必要とする高齢者を早期に発見するなど、地域社会全体で高齢者を見守る体制を構築します。	P48 2-1-8
認知症カフェの推進	認知症の人とその家族、地域住民、専門職の誰もが気軽に参加でき、集う場所としての認知症カフェの継続と充実を図ると同時に、新たなカフェの開設支援、担い手の養成、マッチングを行います。	P51 2-3-2
思いやり企業登録事業	認知症の方やそのご家族を温かく支えるお店や会社を『あんじょう認知症“思いやり”企業』として認定し、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちを推進します。	P51 2-3-4

4 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

個別事業名	内容	掲載
認知症高齢者見守り事業	行方不明高齢者等の早期発見及び保護のため、「見つかるつながるネットワーク」や「GPSシステム」で市民、警察、関係機関と連携・協力しています。また、「認知症高齢者等個人賠償責任保険」により認知症の人とその家族が安心して在宅生活を行う支援をします。これらの施策に加え「認知症高齢者捜索・声かけ模擬訓練」を実施することにより、対応力の向上と「見つかるつながるネットワーク」の普及啓発を図ります。	P51 2-4-2
従事者向け認知症対応力向上研修等の実施	認知症支援に従事する医療機関、介護事業所職員向けの認知症対応力向上や多職種連携の推進を図る研修等を、認知症初期集中支援チーム、在宅医療サポートセンター等と連携し実施します。	P52 2-4-3

5 意思決定支援及び権利利益の保護

個別事業名	内容	掲載
成年後見制度利用支援事業（市長申立て）	特別の理由がある場合に限り、親族に代わり市長が成年後見制度（法定後見制度）の利用の申立てを行います。また、成年後見人等への報酬を支払うことが困難である生活保護受給者等に対し、報酬分を助成します。 【対象】65歳以上で認知症等により判断能力が不十分なため、申立てを行うことが困難であり、かつ親族等がいない人	P52 2-7-3
成年後見支援事業（相談支援、啓発及び法人後見事業）	認知症等により判断能力の不十分な人の権利を守るための成年後見制度を市民に広く周知するとともに、制度に関する相談や助言を行います。社協に中核機関事業を委託し、成年後見制度の利用促進を図ります。また、家庭裁判所の審判に基づき、社協が法人として後見業務を行います。	P53 2-7-4
福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業	頼れる身寄りがいない高齢者等や判断能力が不十分な者に対し、日常生活支援等を行います。	P53 2-7-5

第6章 介護保険事業の運営



1 基本的な考え方

(1) いつでも安心して利用できるサービス提供体制の構築

① 介護保険サービス等の基盤整備と供給量の確保

介護保険制度は、高齢者等の自立した日常生活を支援することを目的としています。介護を必要としている高齢者等に、適切な介護サービスが提供され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、サービスの基盤整備と供給量を確保します。利用者のサービス選択の幅を広げるため、介護保険サービスを実施する意向のある事業者を把握し、情報提供を行うよう努めます。

② 災害・感染症対策の体制整備

災害・感染症が発生した場合においても、介護を必要とする高齢者等に対してサービスが継続して提供される体制を整備します。介護サービス事業者に対しては、業務継続に向けた計画の策定、研修及び訓練の実施状況を確認するとともに、非常事態への対策として日頃から連携をとり、必要な情報の提供を行います。また、危機管理部門と連携し、衛生用品等の物資の備蓄を行い、必要時に介護施設等に供給できる体制を整えます。加えて、県と連携し、災害・感染症発生時における支援体制の構築に努めます。

(2) 介護保険制度の持続可能性の確保

現役世代の人口減少が顕著となる令和22年（2040年）を見据え、持続可能な介護保険制度を実現します。特に、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、中重度の要介護者の増加に対応するため、介護保険サービスの提供体制の充実に努めます。また、介護保険サービスの適切な提供のために必要となる介護人材の確保のため、介護現場の実態を把握し、保険者として介護人材の確保・離職防止に取り組みます。なお、サービス量の推計及び保険料の算定にあたっては、介護保険制度を長期にわたって運営する観点から、令和22年（2040年）を見据えた長期推計を行います。

2 介護保険サービスの概要

(1) 居宅サービス

① サービスの概要

居宅サービスは、自宅等で暮らしながら利用できるサービスです。ケアプランに基づき、「通所」「訪問」「短期入所（泊まり）」等のサービスを組み合わせて利用することができます。また、福祉用具の利用や住宅改修をする際に、介護保険の適用を受けることができます。

② サービスの種類及び内容

サービス種類	サービス内容
訪問介護	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯等の生活援助を行います。
訪問入浴介護	介護士と看護師が家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。
訪問リハビリテーション	居宅での生活機能を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によりリハビリを行います。
訪問看護	看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
通所介護（デイサービス）	定員19人以上の通所介護施設で、食事、入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための支援を日帰りで行います。
通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴等の日常生活上の支援や生活機能向上のためのリハビリを日帰りで行います。
短期入所生活介護／短期入所療養介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設等に短期間入所し、日常生活上の支援や機能訓練等を行います。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入居している高齢者に、介護等の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話をを行います。
福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与を行います。
特定福祉用具販売	入浴や排せつ等に使用する福祉用具を購入した際、購入費を支給します。
住宅改修支給	手すりの取付けや段差解消等の小規模な住宅改修費を支給します。
居宅介護支援・介護予防支援	居宅サービス等を適切に利用できるよう、認定者等の心身の状況、環境、意向等を勘案して、居宅サービス計画等を作成し、サービス提供の確保のため、介護サービス事業者等と連絡調整を行います。また施設入所が必要な場合は、施設への紹介等を行います。
登録施設介護支援・登録施設介護予防支援【新設】 （令和10年度以降）	登録有料老人ホームにおける居室で介護を受ける要介護者（登録施設要介護者）が必要な居宅サービス等を適切に利用できるよう、登録施設要介護者の依頼を受け、心身の状況、環境、本人・家族の希望等を勘案して、登録施設サービス計画を作成し、サービス提供の確保のため、指定居宅サービス事業者等との連絡調整や地域活動への参加支援を行います。また施設入所が必要な場合は、施設への紹介等を行います。

(2) 地域密着型サービス

① サービスの概要

地域密着型サービスは、原則として安城市民のみ利用が可能なサービスです。住み慣れた地域でできる限り長く生活できるように、認知症に特化したサービス、夜間対応型、24時間体制のサービス等、利用者の状態に応じた柔軟なサービスを提供できることが特徴です。

② サービスの種類及び内容

サービス種類	サービス内容
認知症対応型通所介護	認知症の高齢者を対象に、デイサービスを行う施設等で、日常生活上の世話や機能訓練等を行います。
認知症対応型共同生活介護	認知症の高齢者に対し、共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練等を行います。
小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりを組み合わせで多機能なサービスを行います。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護等、複数の既存の在宅サービスを組み合わせで行います。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）	定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）で、介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。 ※新規入所は原則要介護3以上の人
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員29人以下の有料老人ホーム等で、入居している高齢者に、介護等の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、または連携しながら定期巡回訪問と随時の対応を行います。
地域密着型通所介護	定員18人以下の通所介護施設で、食事、入浴等の日常生活上の世話や、生活行為向上のための支援を日帰りでを行います。

(3) 施設サービス

① サービスの概要

施設サービスは、在宅生活が困難になった方や、病院での治療を終えた後にリハビリや療養が必要な方が、施設入所して利用するサービスです。

② サービスの種類及び内容

サービス種類	サービス内容
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。 ※新規入所は原則要介護3以上の人
介護老人保健施設	状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリを中心としたケアを行います。
介護医療院	長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。



3 地域支援事業の概要

(1) 地域支援事業

要介護状態になることを予防し、地域において自立した日常生活を送ることができるよう支援することを目的に、地域支援事業を実施します。地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と在宅介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に進めます。

国が設定した地域支援事業のメニューに基づき、本市では次表に記載した事業を実施します。

事業名		個別事業
総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス事業 通所型サービス事業 短期集中型介護予防サービス 介護予防ケアマネジメント
	一般介護予防事業	介護予防把握事業 介護予防普及啓発事業 地域介護予防活動支援事業 地域リハビリテーション活動支援事業 リハビリ専門職によるアセスメント支援事業 高齢者地域生活支援促進事業 介護予防・地域ささえあいサポート拠点事業
包括的支援事業		認知症初期集中支援推進事業 認知症サポーターの養成と活用 認知症カフェの充実 従事者向け認知症対応力向上研修等の実施 多職種連携のための人材育成研修 看取り体制構築のための研修と市民啓発 在宅医療に関する普及啓発 地域ケア会議 生活支援サービスの体制整備 あんジョイ生活サポーター養成研修事業 地域包括支援センターの運営
任意事業	介護給付等費用適正化事業	介護給付等費用適正化事業
	家族介護支援事業	認知症高齢者見守り事業 おむつ費用助成事業 介護者のつどい 介護者支援事業
	その他の事業	介護サービス相談員派遣事業 認知症サポーターの養成と活用 高齢者給食サービス事業 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業
特定地域居宅サービス等事業【新設】		
介護情報利活用事業【新設】		



4 地域包括支援センターの運営

(1) 地域包括支援センターの概要

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるため、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置しています。地域包括支援センターでは、介護予防、様々な相談への対応、虐待の防止や早期発見等の権利擁護、ケアマネジャー支援、関係者のネットワークの構築等を行っています。また、高齢福祉課は各地域包括支援センター間の連絡調整及び支援を行っています。

以下のような業務を行うため、地域包括支援センターには、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師または地域保健等の経験を持つ看護師等を配置しています。

① 介護予防ケアマネジメント

基本チェックリスト該当者や要支援認定者が、要介護状態にならないよう予防するためのケアマネジメントを行います。具体的には、アセスメントの実施、プランの作成、多様な主体によるサービスの提供、再アセスメントという流れで実施します。さらに、高齢者の状況に応じて、介護予防・日常生活支援総合事業や介護予防給付が効果的に提供されているかを評価（モニタリング）します。

② 総合的な相談・支援

地域における関係機関との連絡調整やネットワークの構築をするとともに、高齢者の心身や生活状況等を把握し、必要なサービスの利用につなげるなどの支援を行います。

③ 虐待の防止・早期発見等の権利擁護

高齢者に対する虐待の防止や早期発見のためのネットワーク構築、成年後見制度・日常生活自立支援事業等についての情報提供など、高齢者の権利擁護に関する取り組みを行います。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント

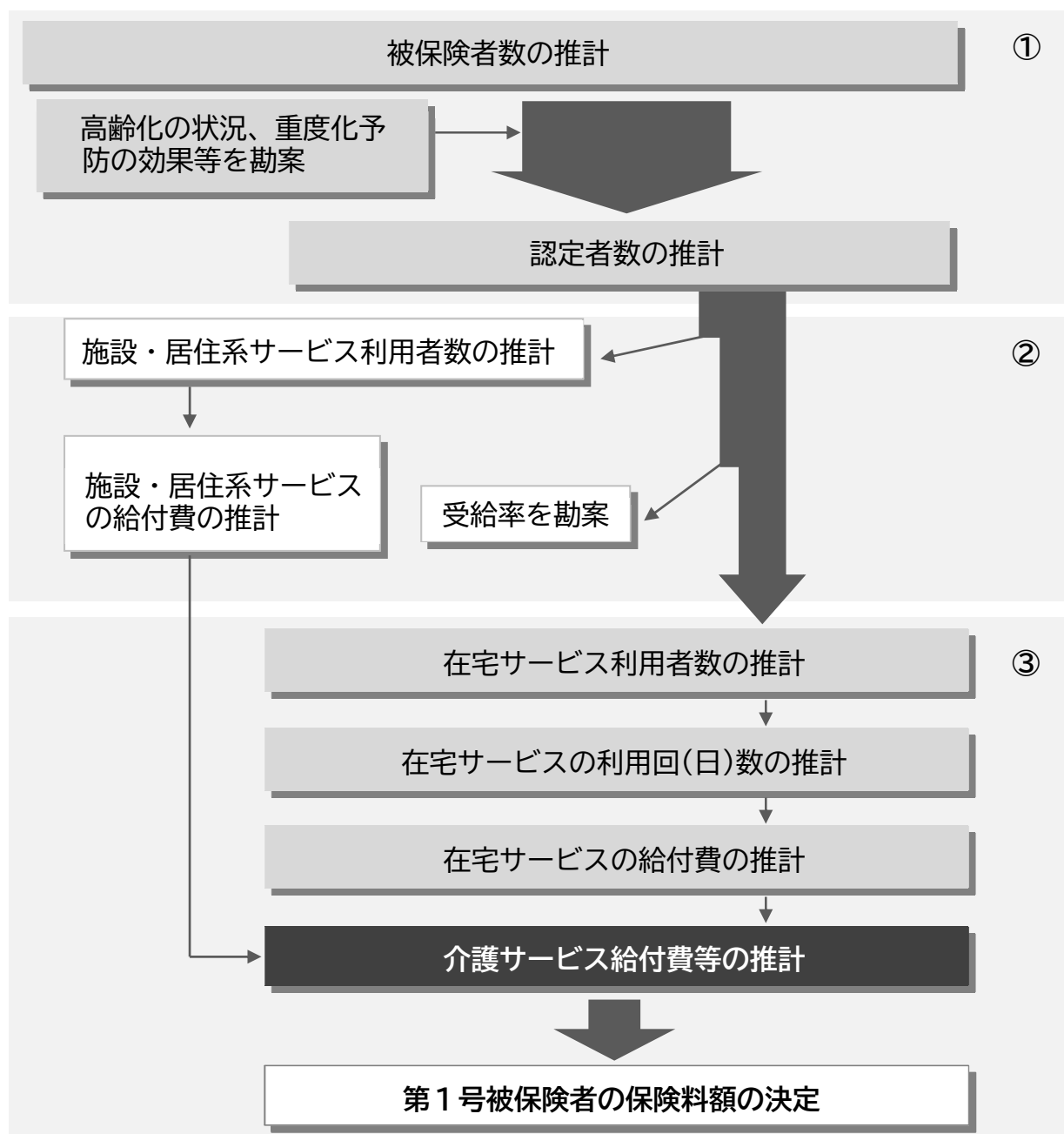
ケアマネジャーに対する日常的個別指導や相談、支援困難事例等への指導・助言、地域でのケアマネジャーのネットワーク構築、自立支援に資するケアマネジメントの支援等を行います。

5 介護サービス量・保険料の見込み

(1) 介護サービス量・保険料算定

- ① 将来人口推計をもとに「被保険者数」を推計し、高齢化や重度化予防の効果等を勘案して「認定者数」を推計します。
- ② 認定者のうち「施設・居住系サービス」の利用人数を見込み、「受給率」を勘案しながら「在宅サービス利用者数」を推計します。
- ③ サービス種類ごとに1人1月あたりの利用回(日)数を推計し、平均利用単価を乗じて月あたりの給付費を推計します。これをベースに、第1号被保険者の保険料額を算出します。

■介護保険料算定の流れ



(2) 将来人口と被保険者数の推計

令和22年(2040年)までの将来人口を推計し、第10期における被保険者数を下表のとおり見込みました。

【人口推計及び被保険者数】

(単位：人)

	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
総人口	109,195	109,551	109,804	109,986	109,827	108,853
第1号被保険者数	42,680	43,282	43,853	44,542	48,214	52,410
65～74歳	17,692	18,020	18,442	19,052	23,090	26,332
75歳以上	24,988	25,262	25,411	25,490	25,124	26,078
第2号被保険者数	66,515	66,269	65,951	65,444	61,613	56,443

※住民基本台帳の過去5年分の数値から算出しました。

(3) 要介護等認定者数と認定率の推計

近年の認定率の推移等を勘案し、要介護度別の認定者数と認定率を下表のとおり見込みました。

【要介護認定者数及び認定率】

(単位：人)

	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
認定者数	7,191	7,379	7,566	7,718	8,449	8,800
要支援1	1,221	1,256	1,287	1,314	1,426	1,440
要支援2	1,210	1,245	1,275	1,294	1,404	1,466
要介護1	1,376	1,407	1,453	1,486	1,612	1,635
要介護2	970	990	1,016	1,034	1,138	1,200
要介護3	795	817	837	857	952	1,001
要介護4	1,069	1,101	1,124	1,150	1,272	1,373
要介護5	550	563	574	583	645	685
うち、第1号被保険者	7,000	7,187	7,375	7,528	8,273	8,636
要支援1	1,194	1,228	1,260	1,287	1,401	1,417
要支援2	1,166	1,201	1,231	1,251	1,364	1,428
要介護1	1,362	1,392	1,438	1,471	1,598	1,622
要介護2	940	960	986	1,004	1,111	1,174
要介護3	772	795	815	835	931	982
要介護4	1,044	1,077	1,100	1,126	1,250	1,353
要介護5	522	534	545	554	618	660
認定率(%)	16.4	16.6	16.8	16.9	17.2	16.5

※認定率(%) = 認定者数(第1号被保険者) ÷ 第1号被保険者数 × 100

(4) サービスの見込み

サービスの給付費、回数（日数）、人数を以下のとおり見込みました。

介護予防サービス給付費と介護サービス給付費を合算した額が、第10期における総給付費となります。

【介護予防サービス 給付費・回数（日数）・人数】

		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
(1) 介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	給付費（千円）	332	332	343	343	343	343
	回数（回）	3.0	3.0	3.1	3.1	3.1	3.1
	人数（人）	1	1	1	1	1	1
介護予防訪問看護	給付費（千円）	54,552	56,579	58,786	60,018	65,302	67,292
	回数（回）	971.0	1,007.0	1,046.0	1,068.0	1,162.0	1,197.0
	人数（人）	167	173	179	183	199	204
介護予防訪問リハビリテーション	給付費（千円）	16,543	17,720	18,014	18,564	20,035	20,624
	回数（回）	504.9	540.5	549.4	566.8	611.3	629.1
	人数（人）	57	61	62	64	69	71
介護予防居宅療養管理指導	給付費（千円）	17,459	18,206	18,580	18,953	20,576	21,189
	人数（人）	140	146	149	152	165	170
介護予防通所リハビリテーション	給付費（千円）	113,272	116,189	119,349	121,202	131,502	135,666
	人数（人）	296	304	312	317	344	353
介護予防短期入所生活介護	給付費（千円）	10,645	11,081	11,081	11,518	12,216	12,652
	日数（日）	133.6	138.5	138.5	143.4	152.8	157.7
	人数（人）	28	29	29	30	32	33
介護予防短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	1,754	1,754	2,468	2,468	2,468	2,468
	日数（日）	19.1	19.1	26.5	26.5	26.5	26.5
	人数（人）	3	3	4	4	4	4
介護予防短期入所療養介護（病院等）	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0
	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0
	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費（千円）	118,647	123,080	125,567	127,695	138,621	143,132
	人数（人）	1,285	1,339	1,367	1,391	1,510	1,554
特定介護予防福祉用具購入費	給付費（千円）	6,994	6,994	7,388	7,765	8,159	8,553
	人数（人）	18	18	19	20	21	22
介護予防住宅改修	給付費（千円）	17,955	17,955	17,955	17,955	19,851	20,734
	人数（人）	19	19	19	19	21	22
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	6,139	7,937	7,937	7,937	7,937	7,937
	人数（人）	7	9	9	9	9	9
(2) 地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	給付費（千円）	500	500	500	500	500	500
	回数（回）	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
	人数（人）	1	1	1	1	1	1
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	10,424	10,424	10,424	10,424	12,279	12,279
	人数（人）	11	11	11	11	13	13
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費（千円）	2,471	2,471	2,471	2,471	2,471	2,471
	人数（人）	1	1	1	1	1	1
(3) 介護予防支援	給付費（千円）	84,039	87,773	89,912	91,470	99,281	102,141
	人数（人）	1,452	1,517	1,554	1,581	1,716	1,765
(4) 登録施設介護予防支援							
	給付費（千円）						
	人数（人）						
合計		給付費（千円）	461,726	478,995	490,775	499,283	541,541
						557,981	

※「給付費」は12か月累計の総給付費、「回数（日数）」は1月あたりの総利用回数（日数）、
「人数」は1月あたりの利用者数（年度平均値）を示しています。

※令和8年度の利用見込み値をベースに、令和6年度から令和8年度の利用ニーズの伸び（平均）を見込んで算出しました。

【介護サービス 給付費・回数（日数）・人数】

		令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度
(1) 居宅サービス							
訪問介護	給付費（千円）	1,337,508	1,433,389	1,488,002	1,488,474	1,590,271	1,689,462
	回数（回）	40,646.5	43,595.6	45,247.9	45,187.2	48,283.1	51,322.9
	人数（人）	968	1,008	1,041	1,058	1,126	1,185
訪問入浴介護	給付費（千円）	81,290	84,309	87,528	88,511	92,882	98,692
	回数（回）	529.5	549.1	570.1	576.3	604.9	642.7
	人数（人）	112	116	121	123	128	136
訪問看護	給付費（千円）	388,727	409,736	423,852	425,600	458,120	484,391
	回数（回）	6,192.5	6,530.6	6,755.2	6,773.6	7,293.6	7,718.8
	人数（人）	649	678	701	708	763	803
訪問リハビリテーション	給付費（千円）	54,235	56,811	59,209	60,255	64,357	67,839
	回数（回）	1,526.9	1,599.6	1,667.4	1,696.9	1,812.7	1,911.4
	人数（人）	133	137	142	145	155	163
居宅療養管理指導	給付費（千円）	201,475	210,745	217,580	219,727	234,585	247,773
	人数（人）	1,356	1,418	1,464	1,478	1,579	1,667
通所介護	給付費（千円）	1,371,610	1,430,397	1,488,960	1,500,770	1,615,364	1,692,189
	回数（回）	13,900.2	14,482.9	15,080.0	15,218.9	16,446.8	17,168.6
	人数（人）	1,283	1,336	1,391	1,405	1,520	1,584
通所リハビリテーション	給付費（千円）	433,947	454,028	471,799	485,757	516,860	544,791
	回数（回）	3,791.2	3,965.8	4,122.8	4,231.8	4,531.0	4,760.2
	人数（人）	433	447	460	473	505	531
短期入所生活介護	給付費（千円）	585,919	613,268	634,087	639,478	687,323	725,770
	日数（日）	5,559.4	5,817.1	6,013.1	6,063.4	6,535.2	6,888.7
	人数（人）	418	431	446	451	487	511
短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	199,495	208,630	216,580	219,643	233,706	245,745
	日数（日）	1,451.2	1,515.6	1,572.1	1,592.8	1,700.6	1,787.3
	人数（人）	173	181	187	190	203	213
短期入所療養介護（病院等）	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0
	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0
	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費（千円）	419,522	445,033	463,387	465,222	508,766	538,150
	人数（人）	2,232	2,359	2,453	2,465	2,695	2,836
特定福祉用具購入費	給付費（千円）	14,336	14,728	15,190	15,575	16,740	17,202
	人数（人）	34	35	36	37	40	41
住宅改修費	給付費（千円）	18,968	19,817	20,700	20,700	24,197	24,197
	人数（人）	22	23	24	24	28	28
特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	105,097	105,097	107,274	107,274	117,941	122,618
	人数（人）	40	40	41	41	45	47
(2) 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費（千円）	147,971	155,182	159,939	159,048	172,545	185,752
	人数（人）	73	77	79	80	87	92
地域密着型通所介護	給付費（千円）	341,367	353,930	363,669	366,944	396,606	415,863
	回数（回）	3,145.0	3,253.9	3,346.5	3,382.9	3,663.4	3,825.7
	人数（人）	323	334	344	348	377	393
認知症対応型通所介護	給付費（千円）	20,272	20,399	20,399	20,399	20,399	21,646
	回数（回）	160.9	162.4	162.4	162.4	162.4	169.4
	人数（人）	13	13	13	13	13	14
小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	148,118	149,765	157,928	155,390	173,154	176,190
	人数（人）	68	69	72	72	80	81
認知症対応型共同生活介護	給付費（千円）	818,930	842,216	852,672	878,300	963,884	1,010,982
	人数（人）	249	256	259	267	293	307
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	226,322	232,178	232,178	247,950	275,338	291,866
	人数（人）	85	87	87	93	103	109
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費（千円）	212,536	212,536	212,536	239,089	264,901	279,311
	人数（人）	58	58	58	65	72	76
看護小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	165,808	172,674	179,343	180,775	193,893	200,759
	人数（人）	53	55	57	58	62	64
(3) 施設サービス							
介護老人福祉施設	給付費（千円）	1,990,278	1,990,278	1,990,278	2,237,158	2,474,944	2,643,559
	人数（人）	570	570	570	641	709	757
介護老人保健施設	給付費（千円）	1,115,242	1,115,242	1,115,242	1,207,333	1,332,545	1,408,551
	人数（人）	315	315	315	341	376	397
介護医療院	給付費（千円）	123,646	123,646	123,646	155,687	169,406	178,567
	人数（人）	27	27	27	34	37	39
(4) 居宅介護支援		給付費（千円）	564,420	577,066	593,391	594,718	654,199
(5) 登録施設介護支援	人数（人）	2,857	2,914	2,994	3,015	3,314	3,468
	給付費（千円）						
	人数（人）						
合計		給付費（千円）	11,087,039	11,431,100	11,695,369	12,179,777	13,252,926
		人数（人）					

※令和8年度の利用見込み値をベースに、令和6年度から令和8年度の利用ニーズの伸び（平均）を見込んで算出しました。

(5) 施設サービス利用者数

施設サービス利用者数を下表のとおり見込みます。施設サービス利用者のうち要介護4及び5の占める割合は、令和22年度（2040年）に63.0%となることを見込みました。

【施設サービス利用者数】

(単位：人)

	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
施設サービス利用者数（総数）	912	912	912	1,016	1,122	1,193
介護老人福祉施設	570	570	570	641	709	757
介護老人保健施設	315	315	315	341	376	397
介護医療院	27	27	27	34	37	39
うち要介護4・5	567	567	567	634	701	752
うち要介護4・5（%）	62.2	62.2	62.2	62.4	62.5	63.0

※令和9～11年度は、施設整備状況を勘案して設定しました。令和12、17、22年度は、施設整備状況及び利用ニーズの伸びを勘案して算出しました。

(6) 地域支援事業費

地域支援事業費については、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費、包括的支援事業（社会保障充実分）のそれぞれの事業実績に基づき、下表のとおり見込みました。

【地域支援事業費の見込み】

(単位：千円)

	第10期			
	合計	令和9年度	令和10年度	令和11年度
介護予防・日常生活支援総合事業	1,258,030	409,440	419,482	429,108
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	676,274	222,342	225,478	228,453
包括的支援事業（社会保障充実分）	288,071	96,024	96,024	96,024
特定地域居宅サービス等事業				
介護情報利活用事業				
地域支援事業費計	2,222,374	727,806	740,984	753,585

※総事業費から寄付金その他の収入額を控除した交付金対象経費支出予定額を掲載しています。

※地域支援事業費の実績をベースに算出しました。

(7) 標準給付費

総給付費に、特定施設入所者介護サービス費（見直しに伴う財政影響額調整後）、高額介護サービス費（見直しに伴う財政影響額調整後）、高額医療合算介護サービス費、国民健康保険団体連合会への審査支払手数料を加えた「標準給付費見込み額」は、下表のとおり見込みました。

【標準給付費の見込み】

(単位：千円)

	合計	第 10 期			令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度
		令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度			
標準給付費見込額	36,977,212	11,981,373	12,354,173	12,641,666	13,144,228	14,305,961	15,091,018
総給付費 (財政影響額調整後)	35,645,004	11,548,765	11,910,095	12,186,144	12,679,060	13,794,467	14,555,667
総給付費	35,645,004	11,548,765	11,910,095	12,186,144	12,679,060	13,794,467	14,555,667
制度改正による影響額							
介護予防等の取組による影響額							
介護給付適正化事業による影響額							
不正・不当利得返還による影響額							
特定入所者介護サービス費等 給付額（財政影響額調整後）	404,473	131,395	134,830	138,247	141,025	154,382	160,795
特定入所者介護サービス 費等給付額	404,473	131,395	134,830	138,247	141,025	154,382	160,795
制度改正に伴う財政影響 額							
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	776,159	252,140	258,732	265,288	270,618	296,249	308,556
高額介護サービス費等給 付額	776,159	252,140	258,732	265,288	270,618	296,249	308,556
制度改正に伴う財政影響 額							
高額医療合算介護サービス費 等給付額	130,278	42,178	43,418	44,682	46,005	52,312	56,726
算定対象審査支払手数料	21,298	6,895	7,098	7,304	7,521	8,552	9,273
審査支払手数料一件あた り単価		34	34	34	34	34	34
審査支払手数料支払件数 (件)	626,400	202,800	208,762	214,838	221,200	251,524	272,748
審査支払手数料差引額	0	0	0	0	0	0	0

※（４）に記載したサービス見込み額の計である「総給付費」に、実績等から見込んだ各種見込み額を加算して「標準給付費見込額」を算出しました。

(8) 第1号被保険者保険料の見込み

「標準給付費」と「地域支援事業費」に対する第1号被保険者負担分相当額（負担割合は、第10期期間中は23%、令和22年（2040年）は26%の見込み）が、第1号被保険者保険料を算出する根拠となります。これに、調整交付金の見込み、市町村特別給付費等を加え、保険料収納率の見込みを勘案して、保険料基準額を算定しました。

【第1号被保険者保険料の見込み】

（単位：千円）

	第10期				令和12年度	令和17年度	令和22年度
	合計	令和9年度	令和10年度	令和11年度			
第1号被保険者負担分相当額(①)	9,015,905	2,923,111	3,011,886	3,080,908	3,337,783	3,780,355	4,144,532
調整交付金相当額(②)	1,911,762	619,541	638,683	653,539	678,968	738,711	778,573
調整交付金見込額(③)	405,944	166,037	137,955	101,952	0	0	0
調整交付金見込交付割合(%)		1.34	1.08	0.78	0.00	0.00	0.00
後期高齢者加入割合補正係数		1.0144	1.0244	1.0359	1.0968	1.1258	1.1714
所得段階別加入割合補正係数		1.1426	1.1426	1.1426	1.1426	1.1426	1.1426
準備基金取崩額(④)	715,000				0	0	0
市町村特別給付費等(⑤)	135,913	44,685	45,315	45,913	46,634	50,479	54,872
市町村相互財政安定化事業負担額	0				0	0	0
保険者機能強化推進交付金の交付見込額(⑥)	90,000				30,000	30,000	30,000
保険料収納必要額(⑦)	9,852,636				4,033,385	4,539,545	4,947,976
予定保険料収納率(%) (⑧)	99.78				99.78	99.78	99.78
所得段階別加入割合補正後被保険者数(人) (⑨)	144,270	47,432	48,101	48,737	49,502	53,583	58,245
保険料基準額(月額)(円)	5,700				6,805	7,076	7,095
準備基金取崩額の影響(円)	414				0	0	0
保険料基準額の伸び率(%) (対9期保険料)	9.7				30.8	36.0	36.4

※「標準給付費」と「地域支援事業費」の計の23%相当額（令和22年は26%相当額）をベースに、調整交付金、準備基金取崩額、保険料収納率などを勘案して「保険料基準額」を算出しました。

参考 第10期における第1号被保険者保険料の基準額（月額）算出方法

- ・（標準給付費見込額＋地域支援事業費）×負担割合（23%）＝第1号被保険者負担分相当額（①）
- ・①＋②－③－④＋⑤－⑥＝保険料収納必要額（⑦）
- ・⑦÷⑧÷⑨÷12か月＝保険料基準額（月額）

(9) 高齢者の所得段階別の割合と保険料段階

第1号被保険者保険料は、保険料基準額に所得段階別の割合を乗じた額を負担していただくことになります。

本市における所得段階別の構成比及び被保険者数、所得段階別の割合は、下表のとおりに設定しました。

【所得段階別の状況】

(単位：人)

	第10期				令和12年度	令和17年度	令和22年度
	合計	令和9年度	令和10年度	令和11年度			
第1号被保険者数	129,815	42,680	43,282	43,853	44,542	48,214	52,410
前期(65～74歳)	54,154	17,692	18,020	18,442	19,052	23,090	26,332
後期(75歳～)	75,661	24,988	25,262	25,411	25,490	25,124	26,078
後期(75歳～84歳)	52,045	17,418	17,395	17,232	17,191	14,755	15,918
後期(85歳～)	23,616	7,570	7,867	8,179	8,299	10,369	10,160
所得段階別加入割合	合計	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
第1段階			8.3%			8.3%	
第2段階			6.4%			6.4%	
第3段階			5.7%			5.7%	
第4段階			10.0%			10.0%	
第5段階			18.6%			18.6%	
第6段階			12.1%			12.1%	
第7段階			17.8%			17.8%	
第8段階			10.3%			10.3%	
第9段階			4.1%			4.1%	
第10段階			2.1%			2.1%	
第11段階			1.0%			1.0%	
第12段階			0.6%			0.6%	
第13段階			0.5%			0.5%	
第14段階			0.3%			0.3%	
第15段階			0.3%			0.3%	
第16段階			1.8%			1.8%	
合計			100.0%			100.0%	
所得段階別被保険者数	合計	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
第1段階	10,833	3,562	3,612	3,659	3,717	4,023	4,374
第2段階	8,354	2,747	2,785	2,822	2,866	3,103	3,373
第3段階	7,391	2,430	2,464	2,497	2,536	2,745	2,984
第4段階	13,037	4,286	4,347	4,404	4,473	4,842	5,263
第5段階	24,187	7,951	8,065	8,171	8,300	8,984	9,765
第6段階	15,705	5,164	5,236	5,305	5,389	5,833	6,341
第7段階	23,125	7,603	7,710	7,812	7,934	8,588	9,336
第8段階	13,349	4,389	4,451	4,509	4,580	4,958	5,389
第9段階	5,325	1,751	1,775	1,799	1,827	1,978	2,150
第10段階	2,699	887	900	912	926	1,002	1,090
第11段階	1,350	444	450	456	464	502	545
第12段階	798	262	266	270	274	296	322
第13段階	636	209	212	215	218	236	257
第14段階	410	135	137	138	141	152	165
第15段階	337	111	112	114	115	125	136
第16段階	2,279	749	760	770	782	847	920
合計	129,815	42,680	43,282	43,853	44,542	48,214	52,410
所得段階別加入割合補正後被保険者数(弾力化後)	144,270	47,432	48,101	48,737	49,502	53,583	58,245

※所得段階別人口比率の実績を各年度の推計人口に乗じて算出しました。

(10) 所得段階別の第1号被保険者保険料

第10期では、第1号被保険者保険料について、高齢者の所得段階を下表の16段階に分け、各段階で保険料基準額に対する割合を設定します。

【図表 所得段階別の保険料率の設定（第10期）】

所得段階及び対象者			基準額に対する割合	保険料額：年額
第1段階	世帯全員が 市民税非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・前年の合計所得金額と課税年金 収入額の合計が82.65万円以下	0.37 () ※	25,308 円 (円)
第2段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額 の合計が82.65万円を超え120万円以下	0.55 () ※	37,620 円 (円)
第3段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額 の合計が120万円を超える	0.605 () ※	41,382 円 (円)
第4段階	市民税が課税されて いる世帯員がいるが 本人は市民税非課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額 の合計が82.65万円以下	0.80	54,720 円
第5段階 【基準額】		前年の合計所得金額と課税年金収入額 の合計が82.65万円を超える	1.00	68,400 円
第6段階	本人が市民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満	1.15	78,660 円
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上 210万円未満	1.30	88,920 円
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上 320万円未満	1.50	102,600 円
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上 420万円未満	1.70	116,280 円
第10段階		前年の合計所得金額が420万円以上 520万円未満	1.90	129,960 円
第11段階		前年の合計所得金額が520万円以上 620万円未満	2.10	143,640 円
第12段階		前年の合計所得金額が620万円以上 720万円未満	2.30	157,320 円
第13段階		前年の合計所得金額が720万円以上 820万円未満	2.40	164,160 円
第14段階		前年の合計所得金額が820万円以上 920万円未満	2.50	171,000 円
第15段階		前年の合計所得金額が920万円以上 1,020万円未満	2.60	177,840 円
第16段階		前年の合計所得金額が1,020万円以上	2.70	184,680 円

※第1段階～第3段階については、公費軽減後の割合と保険料額をカッコ内に記載しています。

第7章 施設整備計画



1 介護保険関連施設

(1) 施設サービス

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

現状

- 令和8年10月時点で、市内に6か所あり、定員の合計は640人となっています。
- 被保険者数の増加及び要介護認定率の上昇の一方で、介護老人福祉施設の入所待機者のうち、必要度の高い待機者は近年減少傾向にあります。

整備方針

- 入所待機者が減少傾向にあることに加え、広域的な利用が可能であること、他の高齢者向け住まいの設置状況などから総合的に判断し、本計画期間中の整備は行わないこととします。
ただし、施設入所希望者の状況を踏まえ、次期計画における整備の必要性を継続的に検討していきます。

② 介護老人保健施設（老人保健施設）

現状

- 令和8年10月時点で、市内に3か所あり、定員の合計は310人（短期入所療養介護含む）となっています。

整備方針

- 住み慣れた地域や住まいへの移行に向けた支援が着実に行われることで待機状態が長期化しにくい特性があること、また、広域的な利用・受け入れ体制が確保されていることから、本計画期間中の整備は行わないこととします。

③ 介護医療院

現状

- 令和8年10月時点で、市内にありません。

整備方針

- 医療保険適用の療養病床を持つ法人の介護医療院への転換意向の把握に努めます。

(2) 居宅サービス

① 特定施設入居者生活介護（定員30人以上）

現状

- 令和8年10月時点で、市内にありません。

整備方針

- 広域的な利用が可能であること、他の高齢者向け住まいの設置状況などから総合的に判断し、本計画期間中の整備は行わないこととします。

(3) 地域密着型サービス

① 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

現状

- 令和8年10月時点で、市内に14か所あり、定員の合計は261人となっています。

整備方針

- 既存の通所介護事業所等における受け入れの広がりなどにより、在宅での生活継続に向けた支援が進んでいることや、他の高齢者向け住まいの設置状況などから総合的に判断し、本計画期間中の整備は行わないこととします。

② 地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）

現状

- 令和8年10月時点で、市内に2か所あり、定員の合計は58人となっています。

整備方針

- 他の高齢者向け住まいの設置状況などから総合的に判断し、本計画期間中の整備は行わないこととします。
ただし、施設入所希望者の状況を踏まえ、次期計画における必要性を今後も継続的に検討していきます。

③ 地域密着型特定施設入居者生活介護（定員29人以下）

現状

- 令和8年10月時点で、市内に3か所あり、定員の合計は87人となっています。

整備方針

- 他の高齢者向け住まいの設置状況などから総合的に判断し、本計画期間中の整備は行わないこととします。

④ 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護

現状

- 小規模多機能型居宅介護は、令和8年10月時点で、市内に3か所あり、登録定員は83人となっています。また、看護小規模多機能型居宅介護は、市内に2か所あり、登録定員は58人となっています。

整備方針

- 本計画期間中は、必要量に対応できる見込みであるため、整備は行わないこととします。

⑤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

現状

- 令和8年10月時点で、市内に1か所あります。

整備方針

- 市民ニーズの把握及び事業者のサービス実施意向の把握に努めます。

(4) その他

① 地域包括支援センター

現状

- 日常生活圏域ごとに1か所あり、社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人に運営を委託しています。

整備方針

- 全ての日常生活圏域への設置が完了し、圏域ごとの運営体制が機能しているため、新たな施設整備は行いません。
今後は、市民や関係機関と連携し、多様化する地域課題に対応するための機能強化に努めます。



2 高齢者福祉施設

① 養護老人ホーム

現状

- 令和8年10月時点で、市内に1か所あり、定員50人となっています。

整備方針

- 本計画期間中は、現行の施設で対応できる見込みであり、市内の介護保険施設、他の高齢者向け住まいの設置状況などから総合的に判断し、新たな施設整備は行いません。

② 福祉センター

現状

- 令和8年10月時点で、日常生活圏域に1か所ずつ、計8か所整備されています。

整備方針

- 各日常生活圏域において、社会参加や生きがいづくりの拠点機能が十分に確保できることが見込まれるため、新たな施設整備は行いません。

③ 高齢者生きがいセンター

現状

- 令和8年10月時点で、市内に1か所整備されています。

整備方針

- 高齢者の生きがい活動及び就業支援等の機能が確保できることが見込まれるため、新たな施設整備は行いません。

④ ケアハウス

現状

- 令和8年10月時点で、市内に1か所あり、定員50人となっています。

整備方針

- 本計画期間中は、現行の施設で対応できる見込みであり、市内の介護保険施設、他の高齢者向け住まいの設置状況などから総合的に判断し、新たな施設整備は行いません。

第8章 計画の推進



1 計画の推進体制

計画に位置づけられた事業の実施にあたっては、外部委員組織として、「あんジョイプラン11」の進捗状況管理、介護保険事業の総括的な評価及び地域包括支援センター運営の評価を行うための「介護保険・地域包括支援センター運営協議会」、地域密着型サービスの質の確保の観点から評価を行うための「地域密着型サービス等運営委員会」を開催します。

さらに、庁内の関係部局及び社協からなる「健康とやすらぎ推進本部」において、計画の進捗管理と事業の円滑な推進を図ります。

また、広域的調整を行う組織である愛知県圏域保健医療福祉推進会議と連携及び調整を行います。

あんジョイプラン11の推進体制

